【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年６月28日
【事業年度】	第18期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)
【会社名】	株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
【英訳名】	Ai・Partners Financial Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田中　譲治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番５号
【電話番号】	045-329-7150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　島田　和紀
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番５号
【電話番号】	045-329-7150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　島田　和紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2019年３月	2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月
売上高	(千円)	2,379,704	2,467,009	4,034,438	3,806,967	3,000,131
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	56,639	7,408	239,825	110,042	△120,610
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	38,790	△765	152,984	64,866	△131,906
包括利益	(千円)	38,790	△765	152,984	64,866	△131,906
純資産額	(千円)	251,781	344,905	494,435	870,673	635,221
総資産額	(千円)	569,647	656,526	1,117,613	1,205,478	998,649
１株当たり純資産額	(円)	118.54	124.78	178.88	260.09	199.10
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	18.26	△0.28	55.35	20.31	△40.48
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	18.96	―
自己資本比率	(%)	44.2	52.5	44.2	72.2	63.6
自己資本利益率	(%)	16.5	△0.3	36.5	9.5	△17.5
株価収益率	(倍)	―	―	―	33.6	△11.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	86,833	△60,713	311,955	△60,059	△61,532
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△38,988	△44,058	△19,469	△35,651	△12,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△5,310	93,890	△4,321	294,402	△108,497
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	248,934	238,053	526,217	724,909	542,299
従業員数〔他、平均臨時雇用人員〕	(名)	27〔26〕	35〔56〕	42〔66〕	38〔72〕	38〔78〕

(注) １．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第14期及び第16期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第18期は潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
３．第14期から第16期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
４．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、〔 〕内に外数で記載しております。記載方法につきまして、第16期までは臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、第17期より有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。これに伴い第14期に遡って同様の計算方法とした上で算出しております。
５．当社は、2019年４月22日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式800株を発行しております。
６．当社は、2020年12月22日付で普通株式１株につき200株の割合で、2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2019年３月	2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月
売上高	(千円)	2,061,138	2,322,412	3,852,944	3,687,737	2,801,391
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	26,952	△2,631	239,600	119,214	△122,010
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	14,708	△6,905	155,131	73,602	△129,560
資本金	(千円)	94,985	144,585	144,585	323,942	324,342
発行済株式総数	(株)	2,655	3,455	691,000	853,200	3,418,400
純資産額	(千円)	235,483	322,468	474,144	859,118	626,012
総資産額	(千円)	437,199	608,226	1,066,137	1,184,102	947,456
１株当たり純資産額	(円)	110.87	116.67	171.54	256.64	196.21
１株当たり配当額 〔１株当たり中間配当額〕	(円)	2,000.00 〔－〕	1,000.00 〔－〕	10.00 〔－〕	20.00 〔－〕	4.00 〔－〕
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	6.92	△2.53	56.13	23.05	△39.76
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	21.51	－
自己資本比率	(%)	53.9	53.0	44.5	72.6	66.1
自己資本利益率	(%)	6.4	△2.5	38.9	11.0	△17.4
株価収益率	(倍)	－	－	－	29.6	△12.0
配当性向	(%)	36.1	－	4.5	21.7	－
従業員数 〔他、平均臨時雇用人員〕	(名)	24 〔2〕	31 〔4〕	37 〔5〕	33 〔7〕	33 〔11〕
株主総利回り	(%)	－	－	－	－	70.6
(比較指標：東証マザーズ指数)	(%)	(－)	(－)	(－)	(－)	(94.8)
最高株価	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	2,475 (9,900)	736
最低株価	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	489 (1,958)	456

（注）１．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第14期及び第16期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第18期は潜在株式は存在するものの、当期純損失であるため記載しておりません。
３．第14期から第16期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
４．配当性向については、第15期及び第18期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
５．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、〔 〕内に外数で記載しております。記載方法につきまして、第16期までは臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、第17期より有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。これに伴い第14期に遡って同様の計算方法とした上で算出しております。
６．当社は、2019年４月22日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式800株を発行しております。
７．当社は、2020年12月22日付で普通株式１株につき200株の割合で、2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算出しております。

８．第14期から第17期までの株主総利回り及び比較指標は、2021年６月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。第18期の株主総利回り及び比較指標は、2022年３月末を基準として算定しております。

９．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年４月４日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
ただし、当社株式は、2021年６月23日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項はありません。なお、2022年３月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

２ 【沿革】

当社の前身である株式会社アイ・ブレーンは、税理士法人アイ・パートナーズのコンサルティング部門の位置づけとして設立され、その後、金融商品仲介業に特化するため、現代表取締役社長田中譲治が資本・経営参加し、社名を株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルに変更いたしました。

年月	概要
2006年２月	横浜市鶴見区に株式会社アイ・ブレーン（現当社）を設立
2007年３月	証券仲介業（現 金融商品仲介業）を開始するため、日興コーディアル証券株式会社（現 ＳＭＢＣ日興証券株式会社）と証券仲介業に係る業務等委託基本契約を締結
2007年９月	証券仲介業を開始
2009年２月	株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルへ商号変更
2009年４月	委託金融商品取引業者に楽天証券株式会社を追加
2010年４月	横浜市鶴見区に株式会社ＡＩＰコンサルタンツを設立
2011年３月	委託金融商品取引業者に株式会社ＳＢＩ証券を追加
2014年３月	委託金融商品取引業者にエース証券株式会社（現 東海東京証券株式会社）を追加
2014年３月	横浜市西区に本店を移転
2015年３月	ＳＭＢＣ日興証券株式会社が金融商品仲介業（IFA）ビジネスを終了したため、業務等委託基本契約を解消
2015年９月	当社及び株式会社ＡＩＰコンサルタンツ（現 連結子会社）が共同して、株式移転により完全親会社たる株式会社アイ・パートナーズホールディングスを設立
2016年８月	当社が株式会社アイ・パートナーズホールディングスを吸収合併し、株式会社ＡＩＰコンサルタンツを当社の完全子会社化
2020年２月	委託金融商品取引業者にあかつき証券株式会社を追加
2021年６月	東京証券取引所マザーズ（現 グロース市場）上場
2021年８月	委託金融商品取引業者に東海東京証券株式会社を追加
2022年４月	委託金融商品取引業者に野村アセットマネジメント株式会社を追加
2022年５月	エース証券株式会社が東海東京証券を存続会社として合併したため、業務委託基本契約を解消

＜株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立の経緯＞

当社は、金融商品仲介業に特化しつつ、お客様へのファイナンシャル・アドバイス業務の一つとして、IFAを委託型募集人とする保険代理店業務を行っておりましたが、2014年５月23日に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」における保険募集人に対する規制の整備（第294条の３関係）により、保険募集人との雇用関係が必要となりました。

そのため、当社は、金融商品仲介業での業務委任契約と保険募集人としての雇用契約を同時に締結することを回避するため、当時、税理士法人アイ・パートナーズのグループ会社であった株式会社ＡＩＰコンサルタンツへ保険代理店業務を移管することといたしました。株式会社ＡＩＰコンサルタンツは、株式会社アイ・ブレーンが株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルに商号変更した後に、税理士法人アイ・パートナーズのコンサルティング業務を行うために設立された会社であり、株主はすべて税理士法人アイ・パートナーズの役職員でした。

このような経緯で、お客様へ提供するサービスを株主構成が異なる両社が提供することになりましたが、将来的な成長にはサービス間のシナジーを高め、スピード感のある経営判断が不可欠であると判断し、株式移転により完全親会社たる持株会社として、株式会社アイ・パートナーズホールディングスを設立いたしました。

＜税理士法人アイ・パートナーズとの関係＞

当社の会社設立時の初代代表取締役は、当時の税理士法人アイ・パートナーズの代表税理士が兼務で就任し、株式会社アイ・パートナーズホールディングスの初代代表取締役にも就任いたしました。

税理士法人アイ・パートナーズを中心としたグループの営業活動の一環として受託していた非金融事業により、株式会社ＡＩＰコンサルタンツは赤字となり、かつ、ファイナンシャル・アドバイス業務とのシナジー効果が期待できなかったため、金融商品仲介業に特化した当社が、グループ内に留まるメリットがないとの結論に至り、2016年８月に当社が株式会社アイ・パートナーズホールディングスを吸収合併し、株式会社ＡＩＰコンサルタンツを当社の完全子会社とし、税理士法人アイ・パートナーズとの関係を解消いたしました。現在、当社と税理士法人アイ・パートナーズの間には、出資及び人的な関係並びに業務上の提携及び制約は一切ございません。

なお、「アイ・パートナーズフィナンシャル」の商号については、2019年３月29日に商標権の出願を行い、2020年１月31日に登録完了しております。「ＡＩＰコンサルタンツ」の商号については、2019年３月29日に商標権の出願、2020年11月４日に登録完了しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と株式会社ＡＩＰコンサルタンツ（連結子会社）の２社で構成されており、「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」の経営理念のもと、「IFAビジネスに関わる全ての人々の幸せを目指します。」をビジョンに掲げ、金融商品仲介業を基軸とした「IFAによる金融サービスの提供事業」を展開しております。

(1) 金融商品仲介業とは

金融商品仲介業とは、金融商品取引法第２条第11項に掲げる有価証券の売買の媒介等の行為に係る業務をいい、同法第66条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者を金融商品仲介業者といいます。

金融商品仲介業は、幅広い投資者に証券市場への参加を促すことを目的とし、2003年５月に証券取引法が改正され、2004年４月１日より証券仲介業として始まり、８か月後の2004年12月には、銀行等の金融機関にも証券仲介業が解禁されました。2007年９月の金融商品取引法の施行に伴い、「証券仲介業」は「金融商品仲介業」に名称変更されました。

金融商品仲介業者は、法律上、金融商品取引業者の委託を受けて証券会社が取り扱う金融商品をお客様に仲介しますが、複数の証券会社と業務委託契約を締結することが可能なため、特定の証券会社に属さない独立・中立の立場から、お客様のライフステージに応じた金融商品・サービスの提案と金融商品取引の取次ぎを行うことができます。

なお、金融庁が公表している「金融商品仲介業者登録一覧」によりますと、2023年３月31日現在の登録業者数は752業者（法人688、個人64）となっております。

金融商品仲介業者、証券会社、お客様の関係を図に表すと以下のとおりとなります。

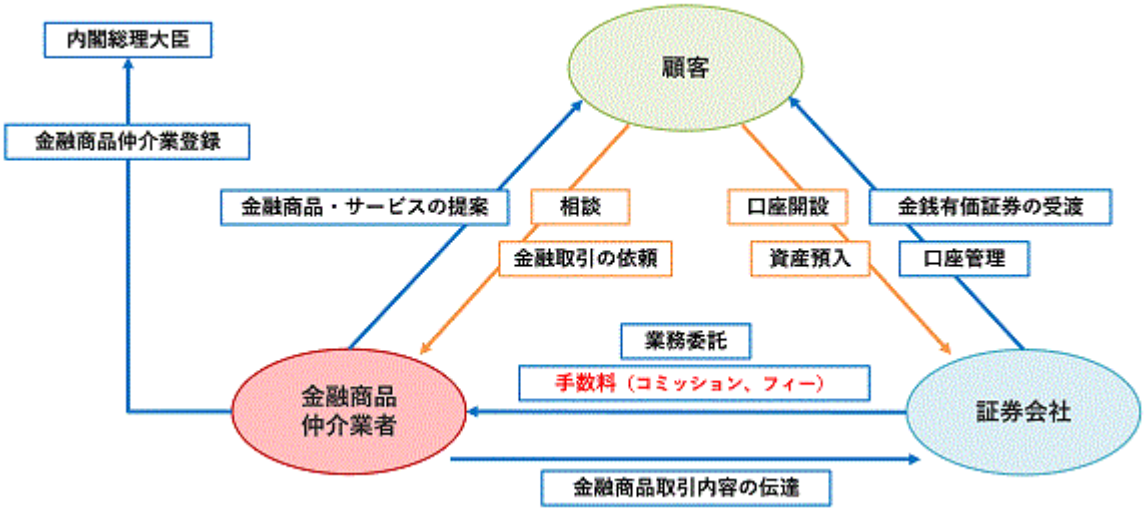

（出所）第22回金融審議会「市場ワーキング・グループ」配布資料、事務局説明資料

(2) IFAとは

IFAとは、Independent Financial Advisorの略で、明確な定めはないものの、一般的には、証券会社や銀行等特定の金融機関と従属関係になく、独立した立場で顧客へ金融商品・サービスの提案を行う金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の登録外務員を指すと言われており、IFAの特徴として、以下が挙げられます。

・特定の金融機関（証券会社等）に所属せず、独立した立場
・自社運用商品販売のしがらみがなく、顧客との利益相反が生じない
・金融機関のようなノルマに基づく営業がない
・会社都合の転勤がなく、顧客と長期にわたる接点継続が可能
・「金融機関の代理人」ではなく、「顧客の代理人」

（出所）みずほ総合研究所株式会社　独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）に関する研究

IFAは、金融商品仲介業者の登録外務員として独立・中立の立場からお客様に寄り添った資産運用のアドバイスを行う金融サービスの担い手として、大きな期待が寄せられております。

日本証券業協会によりますと、2022年12月末現在、金融商品仲介業者（法人）の登録外務員数は6,148名、個人金融商品仲介業者数（個人金融商品仲介業者の代表者）は87名で、合計で6,235名と増加傾向にあります。

なお、登録外務員数にはIFA業務の担い手以外も含まれます。

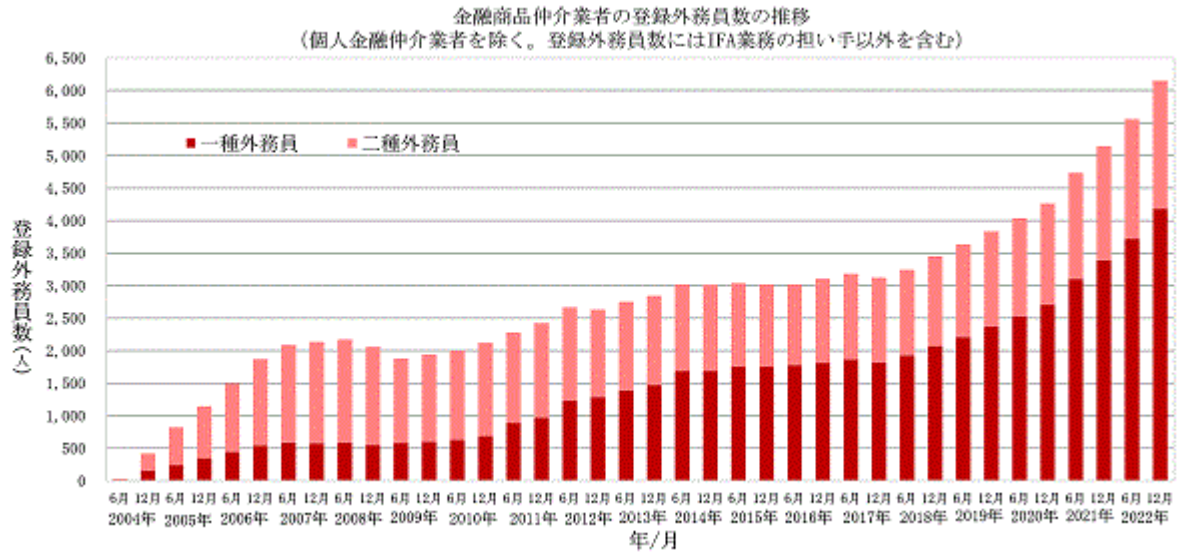

（出所）日本証券業協会資料より、当社作成

(3) 事業の特徴

当社の事業の特徴としては、対面型営業の金融機関において実在する「事業者とお客様の利益相反」や「事業者に所属する販売員の葛藤」等のお客様本位の業務運営を阻害する制度及び仕組みを反面教師としたビジネスモデル、具体的には、「IFAとの契約形態」と「プラットフォーム提供の対価（システム使用料）の徴収」の２点にあります。

当社が行うIFAビジネスでは、お客様に資産運用のアドバイスを行うIFAと当社は主として業務委任契約の関係にあり、IFAは委託金融商品取引業者及び当社の都合に縛られることなく、自分とお客様のためだけに自分の時間と能力のすべてを費やし、真のお客様重視を実現することができます。

また、業務委任契約であるが故、営業成績に基づく昇給や昇格・昇進という概念は存在せず、IFAは個人事業主としてお客様との長期的な信頼関係を構築することが不可欠となります。IFAは、お客様からの信頼がIFAの経営基盤のすべてであり、お客様からの信頼を失ったIFAはその事業を継続することはできません。

当社は、IFAが金融商品取引法等の法令や金融商品取引業者が定める諸規則を遵守しているかの管理・指導を行うとともに、当社が定める「IFAの誓い」に基づき、各IFAが真のお客様重視を実践できているかの啓発を日々行っております。

「IFAの誓い」は、当社が当社所属IFAに対し求めている行動規範であるとともに、IFAとして成功するために実践すべきと考えるバイブルでもあり、その内容は以下のとおりです。

１．　真の独立・中立の旗のもとアドバイスを行います。
２．　常にお客様の意向と実状の理解に努めます。
３．　不断の研鑽で能力向上に努め、環境変化に対応します。
４．　健全な倫理意識を保持し、お客様の信頼に応えます。
５．　公共心を持ち、法令はその背景の理解に努め遵守します。
６．　投資の価値を伝え、業務を通じて社会に貢献します。
７．　お客様の成功を共に喜び、自身の豊かさを実現します。

当社は、「真のお客様重視を実現する金融サービス」を追求するためには、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境が不可欠であるとの考えのもと、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるプラットフォームを提供し、IFAからその対価としてシステム使用料を徴収しております。

IFAとして独立することは起業することであり、自身で起業した場合には金銭面だけでなく事務・管理面等の業務に忙殺され、お客様へのサービス提供に支障が生じるケースが少なくありません。ファイナンシャル・アドバイス業務を行う上での情報が不足することも考えられます。

当社は、個人事業主であるIFAが本業に特化できるビジネス環境提供の対価としてシステム使用料を徴収することで、IFA数の増加に伴い安定的かつ継続的な収入を獲得し続けることができるため、当社とIFAはWin-Winの関係にあると考えております。

このように当社は、お客様重視・お客様本位を志す者の自己実現を支援することを通じ、IFAビジネスに関わるすべての人々の幸せを目指し、社会に貢献したいと考えております。

(4) 具体的なサービスの内容

当社グループは、「金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供事業」の単一セグメントでありますが、「金融商品仲介サービス」と「その他金融サービス」の２つのサービスを展開しております。

当社グループは、当社と100%出資の連結子会社（株式会社ＡＩＰコンサルタンツ）の２社で構成されており、当社はIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるビジネスプラットフォームを提供する金融商品仲介業者として「金融商品仲介サービス」を展開し、子会社は保険その他お客様の幅広いニーズに対応する「その他金融サービス」を担っております。

当社グループの売上高構成比は、以下のとおりです。

サービスの内容	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）		当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	
	金額（千円）	構成比(%)	金額（千円）	構成比(%)
金融商品仲介サービス	3,685,742	96.8	2,799,551	93.3
その他金融サービス	121,225	3.2	200,580	6.7
計	3,806,967	100.0	3,000,131	100.0

当社グループが展開する具体的なサービスの内容は、以下のとおりです。

① 金融商品仲介サービス

「平均的な高齢夫婦無職世帯の毎月の赤字額は約５万円となっており、この毎月の赤字額は自身が保有する金融資産より補填することとなる。」という内容が話題となった金融審議会の報告書には、「個々人に的確なアドバイスができるアドバイザーの存在が重要であり、顧客の最善の利益を追求する立場に立って、顧客のライフステージに応じ、マネープランの策定等の総合的なアドバイスを提供できるアドバイザー」の必要性が記載されております。

また、個人のライフスタイルの多様化や人生100年時代の到来を背景に各人が金融面での対応や備えを行っていく必要性が増し、幅広い世代における金融リテラシーの向上が不可欠となっているなかで、「顧客の最善の利益を追求する立場に立ってマネープランの策定等を提供できるアドバイザー」が求められております。IFAは顧客本位のアドバイスを行う金融サービスの担い手の一つとして存在感は高まっており、その将来性が注目されております。

近年、金融庁は金融事業者のとるべき行動について、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、この方針に基づいて業務運営を行うことを求めてきております。その影響から、大手金融機関が金融商品の販売で営業社員に課す「ノルマ」を廃止するとの動きが報じられておりますが、従来のビジネスモデルを転換するのは容易ではないとも報じられております。このような背景などから高い志を持って金融機関を退職しIFAとして独立する人、あるいは独立を検討する人が増加しているものと考えております。

一方、海外に目を向けますと、IFAビジネスのモデルとなる米国の独立アドバイザーは、約12万人と大手証券会社の営業社員の数を上回り、対面チャネル営業員数の４割強を占める等、米国人の資産形成になくてはならない重要な役割を担っております。老後の資産を自助努力で形成することが求められる今後の日本において、米国のように独立アドバイザーのニーズが高まり、その数が増加する可能性は高いと考えられます。

これまで当社は金融商品仲介業者として、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境を提供してまいりました。当社に所属するIFAは下図のとおり推移しており、お客様に必要とされる金融サービスはIFAが担うとの信念のもと、当社が提供するIFAビジネスプラットフォームの付加価値を高めることで、更なる事業規模の拡大を図ってまいります。

ａ　資産の運用・保全・形成のための金融商品仲介業務

2023年５月末現在、当社は楽天証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、あかつき証券株式会社、東海東京証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社と金融証券仲介業に係る業務委託契約を締結し、

当社が運営する全国21のIFAオフィスに所属するIFAがお客様に金融商品・サービスの提案を行いつつ、株式や債券、投資信託等の金融商品の売買注文を証券会社へ取次ぎます。当社は、お客様が金融商品の売買や預かり資産残高に応じ証券会社へ支払った手数料等のうち所定割合を証券会社等から報酬として受け取り、その報酬のうち所定割合をIFAへ報酬として支払います。

適正かつ安定的な報酬を得るためには、お客様から信頼され、お客様の金融資産をお預けいただくことが重要となりますが、当社が証券会社へ媒介する資産残高や口座数は、下図のとおり推移しております。

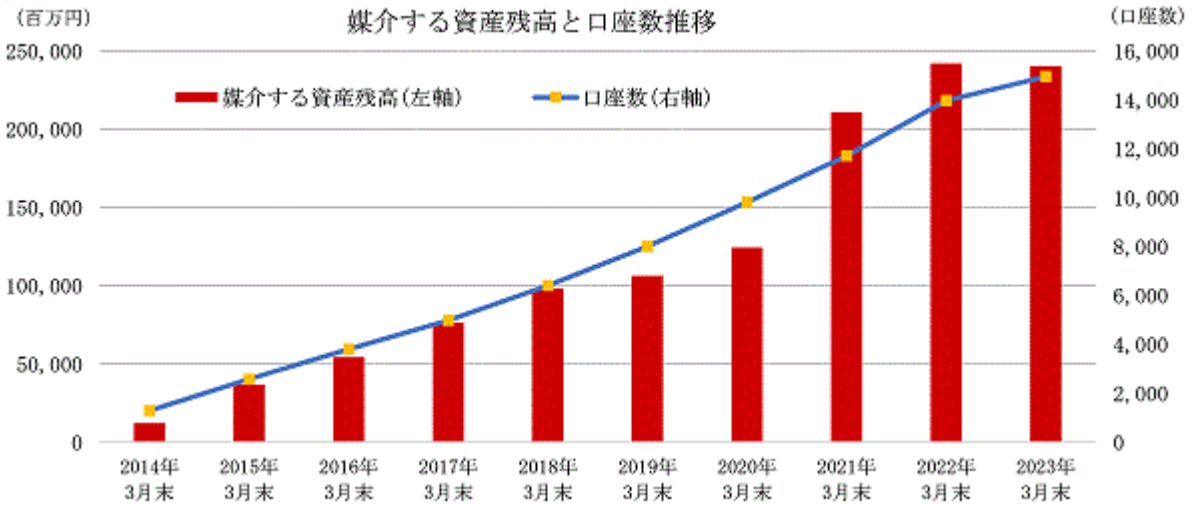

b　IFAビジネスプラットフォーム提供等のIFAサポートサービス

当社は、IFAビジネスの拡大にはIFAの知名度向上の他、IFAへのサポート力の向上が不可欠だと考えており、前記のとおり、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境やIFAとしてのスキル向上を図る研鑽機会等のIFAビジネスプラットフォームを提供しております。更に、社内掲示板やSNSを用いた成功事例やビジネスの切り口の全体共有、IFAビジネスの進捗状況を踏まえた個別コンサルティングの実施等、国内有数のIFAを擁する金融商品仲介業者としてのアドバンテージと黎明期よりIFAビジネスに邁進した多数の役社員の知見を活かしたサポートを行っております。

一方、管理・指導の面においては、証券会社等からの指示・指導とは別に、当社の独自基準や観点から、当社内部管理責任者がIFAの提案する取引内容や提案時及び注文取次ぎ時の音声をモニタリングし、個々のIFAへフィードバックしております。個人事業主であるIFAが一生涯このビジネスを行う上での生命線はコンプライアンスであり、また、当社のコンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増えると考えるためです。

このように当社は、米国における「スーパーOSJ（注１）」や「TAMP(注２)」の役割を担う金融商品仲介業者として、IFAに対し多岐にわたるサポートサービスを提供し、その対価として月額約10万円（本書作成時点での新規契約者の場合）を徴収しております。当社が提供するビジネスプラットフォーム及びサポートの概要は以下のとおりです。

(注) １．OSJは「Office of Supervisory Jurisdiction」の略で、証券外務員の監督者のいる支店を指す。監督業務からさらに踏み込み、マーケティング、経営・営業指南、研修、営業ツール等の支援を独自に開発・提供するOSJは「スーパーOSJ」と呼ばれている。

２．TAMPは「Turnkey Asset Management Platform」の略で、独立系RIA（登録投資アドバイザー）のバック・ミドル業務のアウトソーシングを請け負うプロバイダー

(a)　ファシリティ

オフィスの賃貸、事務机、コンピュータシステム一式、電話、通話録音装置、等

(b)　投資情報・啓発研修システム

投信運用会社や上場企業のIR等投資情報の提供、IFAのスキル向上のための研修プログラム・コンテンツ、等

(c)　人的サポート

不在時等の受電応対や注文の代理発注等を行う事務局業務、IFAビジネス遂行上のコンサルティング、等

(d)　内部管理（11名の専任内部管理責任者を配置）

電話録音のモニタリングに基づくフィードバック、顧客対応上の懸念事項の相談対応、等

（IFAブース）

（セミナールーム）

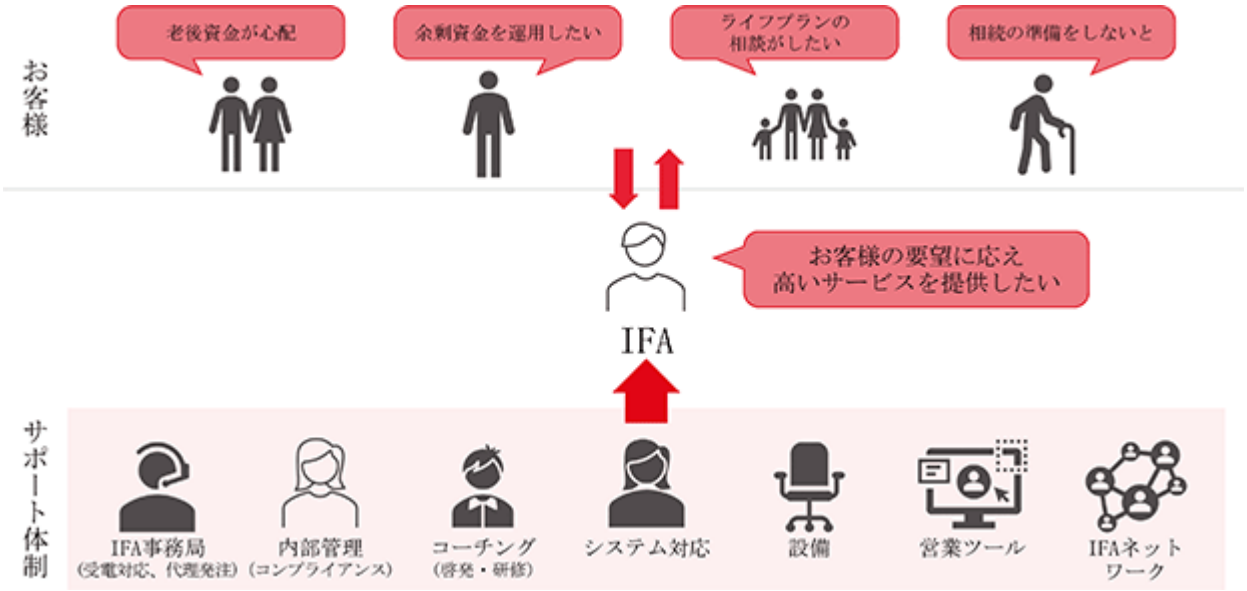

（IFAが安心して業務に専念できる環境）

②　その他金融サービス

資産運用以外にも、保険、不動産、相続・贈与、事業承継、等々、お客様にはライフステージに応じたニーズや悩みがあり、解決するためには個々の案件毎に専門家に相談しなければならず、その都度背景や経緯を説明する必要があります。

また、定期的・継続的なコンタクトを通じ、長年にわたり関係を構築してきたアドバイザーは、遠方に住むご家族よりも先にお客様の健康状態の異変を察知することがあるともいわれております。

このようにIFAはお客様のライフサイクルの伴走者として、そして、お客様のワンストップ・チャネルとして、一義的にはお客様のすべてのニーズや悩みに対処でき、「複数の専門家のハブ機能」と「お客様のライフ・パートナー」の観点からもその役割を期待される存在に成り得ると考えられるため、当社グループとしてはその他金融サービスの拡充に努めております。

ａ　ライフサイクルへの総合コンサルティングとしての保険募集業務

昨今、保険・証券の総合コンサルティングに対する有用性の認識が高まり、保険代理店を母体とした金融商品仲介業者も増加しております。当社子会社は以前より、保険の取扱いを希望するIFAと雇用契約を結び保険募集人とする形で保険代理店を営んでおりましたが、保険募集業務は金融商品仲介業との親

和性が高く、当社グループとしてのシナジーが発揮できることから、積極的に保険募集人の獲得に努め、お客様のライフイベントに沿った総合コンサルティングの実施に取り組んでおります。

b　複数の専門家のハブ機能としてのマッチングサービス

現在提供しているマッチングサービスは、概ね以下のように分類されます。お客様の様々なニーズに対応するワンストップ・チャネルとしての付加価値を向上させるため、今後もマッチングラインナップの拡充を続ける方針であります。

（a）不動産
（b）M&A
（c）オペレーティングリース
（d）企業向け（福利厚生、人事評価システム、確定拠出年金導入）
（e）その他（上場企業IR、PEファンド、介護施設、コインランドリー事業他）

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]

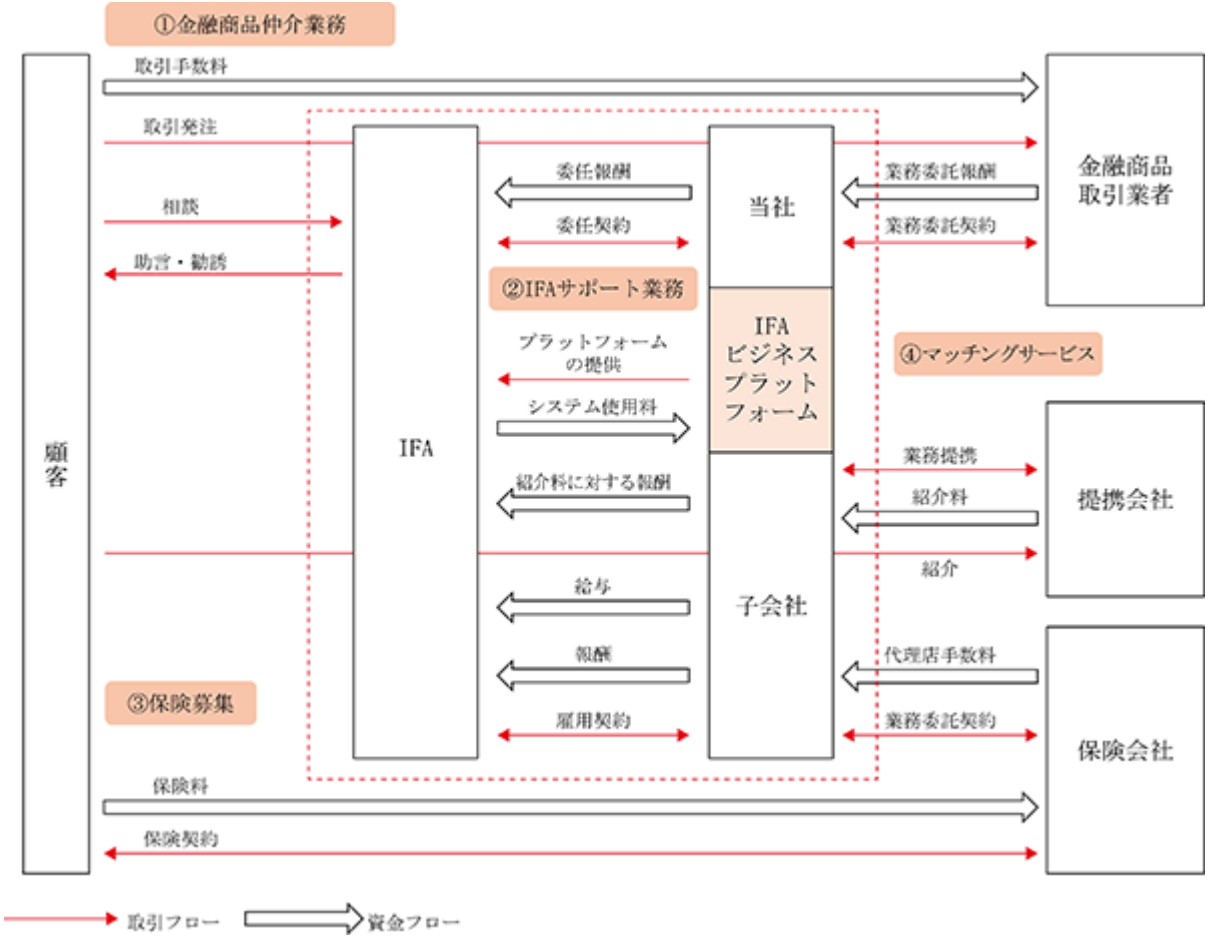

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ＡＩＰコンサルタンツ	神奈川県横浜市西区	20,000	保険代理店業	100.0	役員の兼任２名 インフラ整備、保守等

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年３月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
金融商品仲介業	20（6）
保険代理店業	3（67）
その他	15（5）
合計	38（78）

(注) １．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。
２．当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
３．「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

(2) 提出会社の状況

2023年３月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
33（11）	48.2	3.8	6,848

事業部門の名称	従業員数(名)
金融商品仲介業	20（6）
その他	13（5）
合計	33（11）

(注) １．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。
２．平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
３．当社は、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
４．「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

(3) 労働組合の状況
当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%)(注1)	男性労働者の育児休業取得率(%)(注2)	労働者の男女の賃金の差異(%)(注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
44.4	100.0	86.9	82.8	―	―

(注) １．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の４第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、経営理念である「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」のもと、所属するIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念でき、IFAとして向上できる環境を提供することで、IFAと共に真のお客様重視を実現し、IFAビジネスに関わるすべての人々が幸せになることを目指しております。

また、金融商品仲介業における媒介する資産残高の増大により、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図っていくことを経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、IFAビジネスこそが「真のお客様重視」を実現するものと確信し、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行い、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供を全国で展開しております。

また、当社は、お客様本位の業務運営の徹底を図るため、以下の方針を宣言し、お客様、IFA、そして当社がWin-Win-Winの関係を築くことに邁進してまいります。

お客様本位の業務運営に関する方針（フィデューシャリー宣言）

① お客様の利益を最優先に考え行動します

お客様との長期の信頼関係を構築することが最も重要だと考えます。真にお客様の立場に立って資産運用のアドバイスが行えるよう当社はIFAに対し営業ノルマは課しません。IFAの評価はお客様の支持だけです。お客様の信頼の証として、金融商品仲介業者として媒介する資産残高、口座増加数を重視してまいります。

② IFAの独立性・中立性を堅持します

お客様の信頼を獲得できなければIFAビジネスは成り立ちません。販売手数料や信託報酬の大小で商品を選定するのではなく、お客様の「最善の利益」のためだけにIFAは自らの専門能力を発揮すべきだと考えます。当社はお客様との「利益相反」を防ぐため、真の意味でIFAの独立性・中立性を堅持します。

③ 投資・運用の専門家として技能向上に努めます

IFAの不断の研鑽の機会となる複数の運用会社等による勉強会や企業のIRを当社では継続的に開催しています。また、IFAとしての技能向上につながる研修機会等を提供し、会社として、顧客の最善の利益を追求するIFAの業務支援・成功支援を積極的に実施いたします。

④ お客様がご自身にあった金融商品・サービスの選択ができるように努めます

口座開設時に、ご資産の状況、お取引の経験、目的などをお伺いし、お取引開始後も継続的かつ積極的に情報の把握に努めます。

お客様のご意向に基づき、ライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、具体的な金融商品・サービスの提案を行います。また、長期的な視点に配慮した適切なフォローアップを行います。

また、信用取引など、リスクの高い取引に際しては、お客様の申し込み時点において、各商品の取引経験、商品ルールの理解、リスクに対する理解、資力の確認などをさせていただいたうえで、所属金融商品取引業者に取引の可否を申請いたします。さらに取引期間中も継続的に状況を確認させていただきます。

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しては、お客様ごとの投資方針決定のため、事前の問診を行い、サービス提供の同意を含む投資一任契約を締結したうえで、サービスを提供いたします。

⑤ お客様にご負担いただく費用については、公明正大に情報提供をします

所属証券会社の説明資料やホームページ等を使用して、お客様が負担する手数料その他の費用を、積極的にかつ分かりやすく情報提供いたします。

⑥ 金融商品・サービスに係る重要な情報について、お客様が理解できるよう分かりやすい説明を実施します

所属証券会社の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供いたします。

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しても、所属証券会社の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供いたします。

⑦ IFAの満足なくしてお客様重視の実現はできないと考えます

お客様本位の業務運営には、IFAの精神的・経済的充足感が不可欠だと考えます。

当社は「真のお客様重視を実現する金融サービス」を追求するため、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境を提供します。

※当社では定期的に実施するIFAアンケート調査における総合満足度TOP2Box（大いに満足+満足）の割合を重視してまいります。

⑧ 日本のリテール金融を大きく変えるためにお客様本位を貫き通します

「お客様本位の業務運営」を実現するため、IFA向け研修その他の適切な動機づけの枠組みを整備し、各原則に関する当社取り組みについて周知・徹底を図ってまいります。

わが国に「真のお客様重視」を根付かせるためにはリテール金融の変革が必要だと考えます。

IFAの認知を高め、お客様に支持される専門性の高いIFAを増やすことこそが我々の使命です。

※当社では行動規範として「IFAの誓い」を制定しています。IFAが「IFAの誓い」に共感していることがお客様本位の業務運営の根幹だと考えます。

※当社では今後も「IFA数」を公開してまいります。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの事業の成長には、IFAが顧客満足度を維持・向上させ、長期にわたって顧客と信頼関係を構築することが必要であると考えております。当社に所属するIFAが個人事業主として事業を継続するためには、媒介する資産残高を増加させ、投資信託の信託報酬の一部や預かり資産残高に対する手数料等の安定的な収益の確保が望まれます。また、資産残高は顧客の信頼の証であると考えられます。以上のことから、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、媒介する資産残高及び当社に所属するIFA数であると考えております。

(4) 経営環境

個人のライフスタイルの多様化や人生100年時代の到来を背景に各人が金融面での対応や備えを行っていく必要性が増し、幅広い世代における金融リテラシーの向上が不可欠となっているなかで、「顧客の最善の利益を追求する立場に立ってマネープランの策定等を提供できるアドバイザー」が求められております。IFAは顧客本位のアドバイスを行う金融サービスの担い手の一つとして存在感は高まっており、その将来性が注目されております。

一方、金融庁は国民が安定的な資産形成を行う環境の整備に向けて、金融機関による「顧客本位の業務運営」を確保するため、リスク性金融商品の販売・管理態勢、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方等に関して、モニタリングや対話を実施するなど、金融事業者における顧客本位の業務運営のさらなる浸透・定着に向けた取組みを強化しております。

このような環境下、当社グループは顧客本位の業務運営の進展と所属するIFAの成功支援のため、業務管理体制の強化と媒介する資産残高の増加に注力してまいりましたが、引き続き、顧客のライフサイクルの伴走者としてワンストップでアドバイスを提供するためのラインナップ拡充に努めるとともに、金融商品仲介業者の「あるべき管理体制」を確立する所存です。

当社グループでは、お客様重視・お客様本位を志す者の自己実現を支援し、IFAの業務遂行を様々な側面から支援することを通じ、IFAビジネスに関わるすべての人々の幸せを目指し、社会に貢献したいと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① IFAの満足度向上

当社グループは、IFAが精神的・経済的に充たされていないとお客様重視を実現できないと考えており、当社に所属するIFAの満足度を高めることにより、顧客満足度の維持・向上が図られ媒介する資産残高の増加が見込まれること、既契約IFAからのIFA候補者紹介によりIFA数の増加が見込まれることで、当社グループの収益向上に寄与すると理解しております。そのため、IFAに対して営業ノルマは課さず、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境、IFAが安心して業務に専念できる環境の提供に努めております。

② 金融サービスのクオリティ向上

当社グループは、IFAのビジネスモデルはIFAがお客様から高い評価を得ることによって成立するものであると考えており、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行うことにより、媒介する資産残高が増大し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図られると理解しております。そのため、IFAに対する研鑽機会の提供、お客様本位の啓発、ビジネスコンサルティング等のほか、IFA業務支援システムへの投資や商品・サービスの拡充に努めております。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。金融商品仲介業者に求められる管理体制は年々厳しくなっており、事業を拡大するうえで、内部管理体制の強化は不可欠であると理解しております。その

ため、証券会社の指導に依拠するのみではなく、自社の管理体制を整備し、更なる管理体制の強化・構築に向け継続して取り組んでいるIFA事業者として、金融商品仲介業者の「あるべき管理体制確立」に努めております。

④　事業拡大を支える財務基盤の構築

当社グループはこれまで金融機関からの借入を行ったことがなく、資金需要は自己資金により賄い、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に手元流動性を確保してまいりましたが、今後の事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処により、更なる資金需要が生じると考えております。そのため、資金調達方法の多様化と柔軟な流動性確保を図るため、金融機関との良好な関係を構築し借入による資金調達を検討いたします。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

また、文中の数値、目標、実績につきましては提出会社である株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルにおけるものであります。

(1) ガバナンス

経営戦略と人材戦略の連動を図るため、取締役管理本部長がＣＨＯを務め、人事及び経営管理を担当する経営管理部において、課題の抽出や計画の立案を行っております。経営管理部において検討・協議された内容は、経営会議及び取締役会へ付議・報告され、取締役会はこのプロセスを定期的に監督し、必要に応じて対応の指示を行っております。

当連結会計年度のサステナビリティに関する議題の付議・報告状況

会議体	付議回数	報告回数
取締役会	5	―
経営会議	―	25

(2) 戦略

当社グループは、従業員の能力向上が優れたサービスを提供するうえで極めて重要との認識に立ち、従業員の成長と自己実現を支援するため、以下の人材育成方針を定めております。

１．すべての従業員がその能力を十分に発揮できる職場環境を作る
２．すべての従業員が自律的にキャリアを形成できるよう、従業員の人生設計や成長を促進する教育機会を提供する
３．従業員が自らの能力向上に自発的に取り組む姿勢を支援し、働きがいの向上に努める

また、この方針に基づく具体的な取り組みとしましては、以下のとおりです。

①　女性活躍推進

当社は、女性の管理職比率を30%とすることを目標に女性が活躍でき、男女ともに長く勤められる働きやすい職場環境を作るための取組を実施しています。また、管理職への登用だけではなく、派遣社員から正社員への積極的な登用や子育て世代の採用により女性の活躍を後押ししています。

女性管理職（2023年３月末時点）	44.4%
通常の労働者への転換、派遣社員の雇い入れ（2020年度～2022年度）	３人
おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用（2020年度～2022年度）	４人

② 健康経営

当社グループでは、真のお客様重視を実現し社会に貢献することで、IFAビジネスに関わる全ての人々の幸せを目指しています。このビジョンを実現する為には、人的資本経営を推進し、従業員の能力を最大限発揮できる職場環境を構築することで、企業グループ全体の生産性を向上することが必要であると考え、健康経営を推進しております。

当連結会計年度には以下の取組を実施しました。

・健康経営宣言の制定
・社長を健康経営責任者とした健康経営推進体制の構築
・ウォーキングイベントの開催
・健康情報の定期発信
・専門家によるメンタルヘルス研修
・フルフレックスタイム制の全従業員への適用
・定期健康診断結果に基づく再検査・精密検査、保健指導時間を勤務時間扱いとすることを就業規則に明記
・ワークエンゲージメント調査及びフィードバックの実施
・アブセンティーズム、プレゼンティーズム調査及びフィードバックの実施

③ ＤＸ推進を主眼とした研修機会の提供

当社グループでは従業員に対し、ＤＸ推進を主眼とした研修・リスキリング機会を提供する取り組みを実施しています。

当連結会計年度には以下の取組を実施しました。

・ＤＸ推進及びＤＸ人材育成のためのkintone社内資格制度導入、役社員の取得推進
・全従業員を対象とした四半期に１度のＤＸ研修を開始
・部下の研修時間確保を上長へ徹底、各部室毎の研修時間を月次で全社公開

(3) リスク管理

当社グループは、「３　事業等のリスク」に記載のとおり、組織が少人数編成であることから、人材の確保や従業員の予期せぬ退職をリスクと捉えております。当社グループでは、四半期に一度開催されるリスク管理委員会において、リスク管理台帳に記載された各リスクが及ぼす影響を把握・評価し、適切な対応を行うために戦略・施策等の検討を実施しております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
①育児休業取得状況	男性　１名以上 女性　70%以上	男性　１名 女性　該当者なし
②女性管理職比率	30%以上	44.4%
③エンゲージメント総合スコア	70	72
④平均残業時間	30時間以内	13時間24分

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場及び事業環境に関するリスクについて

① 景気変動及び金融市場の動向について

当社グループの主力事業である金融商品仲介業や保険募集業務は、景気動向や株式相場、金利水準、為替相場等の金融市場の影響を受けやすく、景気の減速や市場環境が悪化した場合、投資意欲の減退や取引の縮小により、当社グループの収益が減少し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、所属するIFAに対して、顧客の資産形成のゴールを意識したゴールベースアプローチといった長期分散投資を推奨し、生涯にわたり顧客に寄り添う姿勢でアドバイスを続けるよう指導することで、顧客資産に関する短期的な景気変動や金融市場の影響を軽減するよう努めており、それにより市場環境の悪化が顧客満足度の低下に繋がらないよう取り組んでおります。

しかし、このような対策が十分機能しない場合には、金融商品仲介業に係る売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 税制改正及び政策変更について

IFAによる金融サービス提供事業を行う当社グループは、税制改正による金融商品への課税強化や金融政策の大きな変更が生じた場合、既存顧客の投資意向の変化、新規資金導入への影響、IFAの活動意欲等に影響を与えることが考えられ、金融商品仲介業に係る売上の減少により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 金融商品の売買手数料の無料化について

情報通信技術の発達や個人投資家のリテラシーの向上により、証券業界の提供する売買仲介や資産運用など旧来のサービス価値のコモディティー化が進み、大手オンライン証券会社を筆頭に手数料の多様化・無料化が進む傾向にあります。その中にあって、注目されているのは、顧客の人生設計や目標を理解し、その実現に向け資産運用計画の進捗状況をサポートする生涯にわたる継続的な資産運用アドバイス、投資を顧客ゴールの中長期達成のための手段と位置づける「ゴールベース」のアプローチです。

転勤がなく顧客と一生涯付き合うことができるIFAは、こうした資産運用アドバイスの担い手となることができ、その手数料はIFAの提供するサービス価値が反映されたものであると当社は考えています。今後、手数料の多様化・無料化が進展した場合でも、IFAが顧客に提供する資産運用アドバイスの価値を高めていくことが当社の競争力強化に繋がります。そのため、当社ではIFAに対してゴールベースアプローチの手法を始めとして、IFA活動の質的な向上を図ることを重要な成功要因としてとらえ、そのための取り組みを進めております。

しかし、金融商品取引業者において株式売買手数料及び投資信託販売手数料の多様化・無料化の流れが急激に進み、所属IFAが顧客満足を得られない場合は、当該IFAの減収や廃業の可能性が高まり、金融商品仲介業に係る売上やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社グループのサービスに関するリスクについて

① 特定事業への依存について

当社グループはIFAにビジネスプラットフォームを提供することで金融商品仲介業を遂行しており、今後も当該事業を主軸とした事業展開に注力していく方針であることから、当社グループの事業成長は当該事業に依存しているものと認識しております。当社グループは、金融商品仲介業者の登録外務数の推移より、今後も継続した市場拡大を想定しておりますが、当該事業環境の変化やサービスの競争力低下が生じた場合、金融商品仲介業に係る売上やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループではこれらのリスクに対応するため、IFA向けプラットフォームの付加価値向上を図るのはもちろんのこと、金融商品仲介業と関連のあるサービス提供者や専門家との協力や業務提携を拡充して参ります。

② IFA数について

当社は「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念に掲げております。この理念実現のためには、IFAという存在やその働き方への認知度を高め、IFAに相応しい人材を数多く輩出し、存分に活躍できる環境を作ることが必要と考えており、当社はIFA認知度向上のために広報宣伝活動を進めております。また、IFAの新規契約においては、すでに所属しているIFAの紹介に依るものが数多くあるため、IFAに提供するプラットフォームの改善を通じてIFAの満足度を高めてきております。

こうした取り組みの成果である、所属IFA数の増加は、連結売上高の増加につながるものであり、重要な経営指標の一つです。

しかし、IFAに対する認知度向上が進まず、またIFAのミスマッチによる解約の発生、競合他社とのIFA争奪が過熱する事態の発生、又は、当社グループに対する批判的な風評の発生等によりIFA数が伸び悩む可能性も否定できません。その場合には、金融商品仲介業に係る売上やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③　特定取引先への依存について

当社は、金融商品取引業者のうち、楽天証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、あかつき証券株式会社、東海東京証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社を所属金融商品取引業者として金融商品仲介業務を行っております。2023年３月期の連結売上高に占める比率は楽天証券株式会社が全体の54.0%、株式会社ＳＢＩ証券が同22.0%と、２社の比率が高くなっております。どの証券会社に口座を開設し取引を行うかの金融商品取引業者の選択は顧客に委ねられており、特定の取引先の比率が高まった場合、取引先の経営環境、取引方針及び契約内容の変更によっては、金融商品仲介業に係る売上が変動し、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社グループではこれらのリスクに対応するため、所属金融商品取引業者等取引先を増加する等の対応を進めております。

④　競合について

現状、銀行・証券・保険の各業態における仲介業はそれぞれの業法で縦割りに規制されており、各業態のサービスを取り扱うためには複数の業登録を行う必要がありますが、金融サービス仲介業の創設により、金融商品仲介業への参入障壁は低くなることが見込まれます。

競合企業の参入や拡大は金融商品仲介業並びにIFAの認知度向上に伴う市場規模の拡大であり、当社事業にとっても一定のメリットがあるものと考えております。当社グループは、IFAが顧客の「最善の利益」のためだけに自らの専門性を発揮できるよう、独立性の担保はもちろんのこと、顧客へのアドバイス業務に専念でき、また、IFAとして向上できる環境を提供するプラットフォーマーとして、当社プラットフォームに対するIFAの高い満足度の維持・向上に努めており、競合他社との更なる差別化を図っていく方針であります。

しかし、当社グループにおいてIFA満足度の維持向上及び競合他社との差別化が困難となり競争力が低下した場合には、IFA数が計画どおりに増加せず、金融商品仲介業に係る売上やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)　事業運営に関するリスクについて

①　特定人物への依存について

当社グループは、事業運営を当社代表取締役社長である田中譲治あるいは少人数の経営陣に依存する度合いが高くなっております。したがって、これら経営陣が経営者としての任務を継続的に遂行することが、当社グループの発展を支える重要な要因でもあります。特に代表取締役社長である田中譲治は、当社グループの主力事業である金融商品仲介業の伸長に深く関与しております。

また、自身のIFA経験を通して事業に関する豊富な知識と経験と人脈を有しており、特にIFA候補者の開拓、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。

当社グループは特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、田中譲治及び特定かつ少数の経営陣に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、現段階において何らかの理由により田中譲治あるいは経営陣の一部において当社グループにおける業務遂行が困難になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②　組織が少人数編成であることについて

当社グループの継続的な成長には、当社グループの理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を雇用し、育成し続けることが重要であると考えております。また、当社グループは業務遂行上、必要最低限の人数での組織編成となっております。今後は事業の拡大に応じて経験豊かな人材の確保及び当社グループ内での育成を行うとともに業務遂行体制の充実を図っていく方針であります。

しかし、当社グループの求める人材の確保に支障が生じた場合、従業員の予期せぬ退職等があった場合には、

当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報システム・通信手段のリスクについて

IFA及び役社員は業務を遂行するにあたり、当社グループの提供するコンピュータシステム及び電話等の通信手段を使用しております。当社グループでは、情報システム利用環境についての監視を行うとともに、サーバーデータの定期的バックアップや稼働状況の監視、バックアップサーバーの遠隔地設置、システムのクラウド化等によりトラブルの事前防止、トラブル発生時の次善策対応を進めております。

しかし、停電等社会的インフラの障害、通信・放送の障害、サイバーテロ等により事業継続に支障をきたす事象が発生し、情報システム・通信手段に重大な被害又は長時間のシステム停止等の影響が生じる場合には、業務を適切に遂行できなくなる可能性があります。その場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及びコンプライアンスに関するリスクについて

① 法的規制等について

当社グループは、金融商品取引法及び関連法令等の規制を受けるとともに、主要な事業活動の前提となる金融商品仲介業の登録を受けております。この登録に特段の期限の定めはないものの、登録を受けた会社が、法令等に違反した場合等には、業務の全部もしくは一部を停止、あるいは登録の取消となることがあると金融商品取引法により定められております。

金融商品仲介業の登録の取消等の要件は以下のとおりです。

・他に行っている事業が公益に反すると認められるとき
・金融商品仲介業を適格に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められるとき
・不正の手段により金融商品仲介業の登録を受けたとき
・金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいて行われる行政官庁の処分に違反したとき
・役員の解任要件
　ａ　心身故障のため適正な業務を行うことができないとき
　ｂ　破産手続き開始の決定を受けて復権できないとき
　ｃ　金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいて行われる行政官庁の処分に違反したとき

金融商品仲介業の登録の失効要件は以下のとおりです。

・金融商品仲介業を廃止したとき
・金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき
・金融商品仲介業者である法人について破産手続開始の決定があったとき
・金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
・所属金融商品取引業者等がなくなったとき
・第一種金融商品取引業者の登録を受けたとき

また、当社グループは、保険業法及び関連法令等の規制を受け、損害保険代理店の登録並びに生命保険募集人の登録を受けております。この登録に特段の期限の定めはないものの、登録を受けた会社が、法令等に違反した場合等には、業務の全部もしくは一部を停止、あるいは免許の取消となることがあると保険業法により定められております。

当社グループでは、内部管理体制の強化とコンプライアンス体制の整備に努めており、現在を含め過去においても、登録の取消や更新拒否の事由となる事実は発生しておりません。しかしながら、将来においてこれら法令に違反する事実が発生し、登録の取消や行政処分が発せられた場合には、当社グループの事業活動や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、関連法令の改正や制定に伴い当社グループの事業活動が制約を受ける場合や当社グループが十分に対応できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 金融商品仲介業に係る新たな法的規制・行政指導について

金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他の法令・規則等の改定等により、当社グループが行っている業務に対し、新たな法的規制や行政指導が導入された場合には、当社ビジネスモデル、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在、当社とIFAは業務委任契約の関係（一部IFAとは雇用契約の関係）にあり、IFAは個人事業主として活動しております。しかし、法令の改定等により登録外務員の雇用義務化が定められた場合やIFAが独立した個人事業主ではなく「労働者」と認定された場合は、現在の契約形態でのビジネスの継続が困難となる可能性があり、IFAとの契約形態の変更は当社ビジネスモデルの根幹に関わる変更となるため、当社グループの財政状態及び

経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③　コンプライアンス違反について

当社は金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、その他の法令規則等に服しており、内部管理責任者の増強や内部管理体制の拡充に努めております。IFAとの業務委任契約締結にあたっては、IFAの行動規範である「IFAの誓い」への同意を前提としており、契約後のIFAは所属金融商品取引業者や当社独自のコンプライアンス研修や確認テストの定期的受講が必須となっております。

当社は常時IFAの活動についてのモニタリングを実施し、コンプライアンス違反防止に取り組んでおります。当社とIFAの業務委任契約は１年間の有期契約であり、契約更新に際してはコンプライアンス意識、法令・諸規則の遵守状況等を勘案し、更新の是非を判断しております。

また、当社グループは法令・規則等を遵守するよう役社員に対して、定期的な社員研修等により、コンプライアンスや社内外のルール順守の徹底を図っております。

しかし、IFAや役社員に対するこれらの教育・指導やモニタリング等が十分に機能せず、あるいはこうした教育・指導を無視したことによりコンプライアンス違反事例が発生した場合には、当社の信用の低下につながる可能性や当社が損害賠償責任を負う可能性があることから、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④　情報セキュリティについて

当社グループは、事業を推進していく中で、顧客の機密情報や個人情報を扱う機会があります。当社グループではこれらの個人情報を取り扱う際の個人情報管理基本規程を制定するとともに、手続きや管理方法についてのルールを定めIFAに対する指導や社内教育を徹底する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかし、外部からの不正アクセスによるものや社内ルールの不徹底など人為的ミス等によりこれらの個人情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　訴訟等について

当連結会計年度末において、重要な訴訟等は発生しておりません。

しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や損害賠償の金額によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)　その他のリスクについて

①　災害・事故等に関わるリスク

当社グループでは、自然災害、火災、感染症の流行等によって通常の業務運営が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定し、関連マニュアルの整備、役社員の安否確認連絡体制を構築し定期的な訓練等を実施しております。

しかし、自然災害、火災、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、新型コロナウイルス等の感染症流行、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②　配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、前６事業年度にわたり、配当を実施しております。しかしながら、当社グループは、いまだ成長過程にあると考えており、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保も重要な課題の一つであります。

当社は、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としておりますが、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績によっては、配当を実施できない可能性があります。

③　株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役社員に対して、新株予約権を付与しております。これら新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存株主が有する株式価値が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末現在におけるストック・オプションによる潜在株式数は152,000株であり、発行済株式総数3,418,400株の4.4%に相当しております。

また、当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年５月24日開催の臨時取締役会において、当社取締役（監査等委員を含み、社外

取締役を除く。）及び執行役員並びに従業員（執行役員を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、今後も継続的な活用を検討していく方針です。これにより、株式の発行又は処分が行われた場合には、既存株主が有する株式価値が希薄化する可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

a 資産

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ215,187千円減少し、817,695千円となりました。これは、現金及び預金が137,986千円、売掛金が29,105千円及び自己株式の取得資金等の預け金が44,630千円減少したこと等によるものです。固定資産は、前連結会計年度末に比べ8,358千円増加し、180,954千円となりました。これは減価償却費の計上26,230千円があったもののIFA向けのPC購入など工具、器具及び備品が10,495千円増加したことや、IP電話設備機器の導入によりリース資産が25,736千円増加したこと等により、有形固定資産が9,579千円増加したことによるものです。

この結果、総資産は998,649千円となり、前連結会計年度末に比べ206,828千円減少いたしました。

b 負債

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べ10,791千円増加し、303,716千円となりました。これは、リース債務5,186千円、未払費用2,572千円、流動負債その他の預り金2,319千円が増加したこと等によるものです。固定負債は前連結会計年度末に比べ17,832千円増加し、59,711千円となりました。これはリース債務16,095千円が増加したこと等によるものです。

この結果、負債合計は363,428千円となり、前連結会計年度末に比べ28,623千円増加いたしました。

c 純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ235,452千円減少し、635,221千円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純損失の計上等により利益剰余金が148,644千円減少したことに加え、自己株式の取得87,608千円を実施したことによるものです。

② 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進んだことから内需主導での緩やかな回復の動きがみられたものの、物価高による家計の購買力低下や海外経済の減速、米国の複数の銀行の破綻など、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、欧米を中心にインフレ抑制のための金融引き締めが継続するなど、国内外の金融市場は金融政策の影響を受ける不安定な展開となりました。一方、金融庁は国民が安定的な資産形成を行う環境の整備に向けて、金融機関による「顧客本位の業務運営」を確保するため、リスク性金融商品の販売・管理態勢、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方等に関して、モニタリングや対話を実施するなど、金融事業者における顧客本位の業務運営のさらなる浸透・定着に向けた取組みを強化しております。

このような環境下、当社グループは、顧客本位の業務運営の進展と所属するIFAの成功支援のため、業務管理体制の強化と媒介する資産残高の増加に注力してまいりました。引き続き、顧客のライフサイクルの伴走者としてワンストップでアドバイスを提供するためのラインナップ拡充に努めるとともに、証券会社の指導に依拠するのみではなく、自社の管理体制を整備し、更なる管理体制の強化・構築に向け継続して取り組んでいるIFA事業者として、金融商品仲介業者の「あるべき管理体制確立」に注力してまいります。

以上の結果、当連結会計年度末の所属IFA数は208名（前年度末比1.9％減、４名減）、媒介する資産残高は240,190百万円（前年度末比0.8%減、1,955百万円減）、金融商品仲介業に係る口座総数は14,948口座（前年度末比7.0%増、979口座増）となりました。投資家のリスク回避姿勢が強まるような市況状況が続きIFAにとって厳しい事業環境が長期化したため、廃業する者及びシステム使用料の安価なIFA事業者やIFAにとって管理が厳しくないと思われるIFA事業者への移籍が増加していること、契約時期を後ろずらしする動きが顕著となり新規契約が大幅に減少していることから所属IFA数は純減となりましたが、IFA1人あたりの媒介する資産残高は増加しており、所属IFAのクオリティは高まっていると認識しております。

当連結会計年度の業績は、売上高が3,000,131千円（前期比21.2%減、806,836千円減）、営業損失121,005千円（前期は営業利益116,867千円）、経常損失120,610千円（前期は経常利益110,042千円）、親会社株主に帰属する当期純損失131,906千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益64,866千円）となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は542,299千円となり、前連結会計年度末に比べ182,610千円の減少となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は61,532千円（前連結会計年度は60,059千円の使用）となりました。

主な増加要因は、減価償却費の計上26,230千円、金融商品仲介業等に係る売上債権の減少額29,105千円、法人税等の還付額4,938千円などによるものです。主な減少要因は、税金等調整前当期純損失120,610千円及び法人税等の支払額5,567千円などによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は12,580千円（前連結会計年度は35,651千円の使用）となりました。

これはIFA向けのPCなどの有形固定資産の取得による支出10,990千円及び通話録音システムの無形固定資産の取得による支出2,715千円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は108,497千円（前連結会計年度は294,402千円の獲得）となりました。

これはリース債務の返済による支出4,454千円、自己株式の取得による支出88,046千円、配当金の支払額16,738千円などによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

b 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

c 販売実績

最近２期連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、サービス別に記載をしております。

サービスの名称	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）		当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	
	金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）	前年同期比（%）
金融商品仲介サービス	3,685,742	95.7	2,799,551	76.0
その他金融サービス	121,225	66.1	200,580	165.5
合計	3,806,967	94.4	3,000,131	78.8

(注) 最近２期連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）		当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
楽天証券株式会社	1,920,774	50.5	1,620,851	54.0
株式会社ＳＢＩ証券	964,160	25.3	659,149	22.0
あかつき証券株式会社	523,550	13.8	228,632	7.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりです。

（繰延税金資産の回収可能性）

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

（資産除去債務の計上）

当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

ａ 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　②　経営成績の状況」をご参照ください。

ｂ 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　①　財政状態の状況」をご参照ください。

ｃ 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、当社グループの金融商品仲介業に係る人件費、販売促進費等の販売費及び一般管理費に加え、拠点開発に係る有形固定資産への投資があります。これらの資金需要につきましては、自己資金を基本としつつ、必要に応じて最適な方法による資金調達にて対応する方針であります。

資金の流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に流動性の確保を図っております。

④　経営成績に重要な影響を与える要因について

「３　事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保と育成、市場ニーズにあったサービスの展開等により、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスクに対し、適切に対応を行ってまいります。

⑤　経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況

「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループは経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、媒介する資産残高及び所属IFA数を重要な経営指標として位置付けております。

投資家のリスク回避姿勢が強まるような市況状況が続きIFAにとって厳しい事業環境が長期化したため、廃業する者及びシステム使用料の安価なIFA事業者やIFAにとって管理が厳しくないと思われるIFA事業者への移籍が増加しております。2023年３月期末の所属IFA数は、前連結会計年度末比98.1%、媒介する資産残高は同99.2%となりましたが、IFA１人あたりのAUMは増加しており、所属IFAのクオリティが高まっていると認識しております。

	2019年３月期末		2020年３月期末		2021年３月期末		2022年３月期末		2023年３月期末	
	実績	前期比	実績	前期比	実績	前期比	実績	前期比	実績	前期比
媒介する資産残高（AUM）（百万円）	106,278	108.0%	124,337	117.0%	210,812	169.5%	242,146	114.9%	240,190	99.2%
所属IFA数（名）	144	123.1%	173	120.1%	187	108.1%	212	113.4%	208	98.1%
IFA１人当たりのAUM（百万円）	738	87.7%	718	97.4%	1,127	156.9%	1,142	101.3%	1,154	101.1%

５【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	楽天証券株式会社	2009年４月10日	金融商品仲介業に係る業務等委託基本契約(注１)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	株式会社ＳＢＩ証券	2011年３月28日	金融商品仲介業に関する業務委託契約(注１)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	あかつき証券株式会社	2020年２月１日	金融商品仲介業務に関する業務委託基本契約書(注１)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	東海東京証券株式会社（注２）	2021年８月10日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約書(注１)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	野村アセットマネジメント株式会社	2022年４月27日	投資一任契約の媒介に係る業務委託契約書(注１)

（注）１．金融商品仲介業及び投資一任契約の媒介に係る業務委託契約の概要は、当社が証券会社等へ金融商品の売買等の媒介を行い、成約した取引手数料等について業務委託報酬を受け取るというものです。
２．東海東京証券株式会社とエース証券株式会社は2022年５月１日付で東海東京証券株式会社を存続会社として合併いたしました。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額39,047千円であり、主にIP電話設備機器26,727千円、役社員及びIFAが使用するPCの購入7,362千円、本店電話LAN工事962千円、通話録音システム2,715千円となっております。当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年３月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及び備品	リース資産	ソフトウエア	合計	
本社 (神奈川県横浜市西区)	事業所設備等	3,902	4,712	31,604	2,833	43,052	26(10)
新宿オフィス (東京都新宿区) 他20オフィス	事業所設備等	20,402	12,936	－	－	33,339	7(1)

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。
３．建物は賃借物件であり、年間賃借料は156,384千円であります。

(2) 国内子会社

重要な設備がないため、記載を省略しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,056,000
計	11,056,000

(注) 2022年２月10日開催の取締役会決議により、2022年４月１日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は8,292,000株増加し、11,056,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年６月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,418,400	3,418,400	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,418,400	3,418,400	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、2023年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権

決議年月日	2018年３月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　8 当社監査役　　1 子会社取締役　3 当社従業員　　13
新株予約権の数（個）※	３（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　2,400　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	113　（注）２
新株予約権の行使期間※	自　2020年３月31日　至　2028年２月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　113 資本組入額　　57　（注）３
新株予約権の行使の条件※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）５

※　当事業年度の末日（2023年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年５月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。なお、2020年12月22日付で普通株式１株につき200株の割合で、2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在800株であります。
ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．①　新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１に準じて決定する。

d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

e 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

f 新株予約権の行使の条件
（注）４に準じて決定する。

g 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）３に準じて決定する。

h 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

i 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第２回新株予約権

決議年月日	2019年４月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 （監査等委員である取締役を除く） 4 当社監査等委員である取締役 1 子会社取締役 3 子会社監査役 1 当社従業員 19 子会社従業員 2
新株予約権の数　（個）　※	187　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　149,600　（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	155　（注）2
新株予約権の行使期間※	自　2021年３月26日　至　2029年３月25日　（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　155 資本組入額　78　（注）4
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※　当事業年度の末日（2023年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年５月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。なお、2020年12月22日付で普通株式１株につき200株の割合で、2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在800株であります。
ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．割当契約上の制限により、付与対象者が権利行使可能となる期間の始期は2021年4月2日となります。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．①　新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は

当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

6．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１に準じて決定する。

d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

e 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

f 新株予約権の行使の条件
（注）５に準じて決定する。

g 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）４に準じて決定する。

h 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

i 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年４月22日（注）１	800	3,455	49,600	144,585	49,600	64,585
2020年12月22日（注）２	687,545	691,000	―	144,585	―	64,585
2021年６月22日（注）３	100,000	791,000	143,520	288,105	143,520	208,105
2021年６月23日～2021年６月30日（注）５	6,200	797,200	1,905	290,010	1,905	210,010
2021年７月16日（注）４	15,000	812,200	21,528	311,538	21,528	231,538
2021年７月１日～2022年３月31日（注）５	41,000	853,200	12,404	323,942	12,404	243,942
2022年４月１日（注）６	2,559,600	3,412,800	―	323,942	―	243,942
2022年４月１日～2023年３月31日（注）５	5,600	3,418,400	400	324,342	400	244,342

（注）１．普通株式の有償第三者割当によるものです。
発行価格　124,000円　資本組入額　62,000円
主な割当先　株式会社博真舎、濵崎洋、諸富滋、松波精二、中川洋、塩本かおり、守屋顕一、島田和紀、吉川昌利、田中譲治、他59名
２．2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は687,545株増加し、691,000株になっております。
３．有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格：１株につき　3,120円
引受価格：１株につき　2,870.40円
資本組入額：１株につき　1,435.20円
４．有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
発行価格：１株につき　2,870.40円
資本組入額：１株につき　1,435.20円
割当先：　株式会社ＳＢＩ証券
５．新株予約権の行使による増加であります。
６．株式分割（１：４）によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2023年３月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	1	20	15	10	2	883	931	―
所有株式数(単元)	0	86	1,784	1,645	164	6	30,489	34,174	1,000
所有株式数の割合(%)	0	0.25	5.22	4.81	0.48	0.02	89.22	100.00	―

（注）自己株式227,900株は、「個人その他」に 2,279単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
石原　章太郎	神奈川県鎌倉市	352,800	11.06
中道　謙	東京都中央区	320,000	10.03
梶　弘幸	東京都中央区	175,000	5.49
田中　譲治	東京都世田谷区	148,000	4.64
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６-１	130,900	4.10
諸富　滋	神奈川県川崎市麻生区	88,800	2.78
松波　精二	千葉県船橋市	88,000	2.76
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋１丁目４-10	84,800	2.66
島田　和紀	東京都武蔵野市	80,800	2.53
塩本　かおり	東京都世田谷区	80,000	2.51
守屋　顕一	神奈川県横浜市戸塚区	80,000	2.51
計	―	1,629,100	51.06

(注) １．上記のほか当社所有の自己株式227,900株があります。
２．前事業年度末において主要株主でなかった中道謙氏は、当事業年度末現在で新たに主要株主となりました。
３．2023年４月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書（特例対象株券等）において、株式会社ＳＢＩ証券が2023年３月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年３月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書（特例対象株券等）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６-１	82,200	2.40

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式　227,900	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　3,189,500	31,895	―
単元未満株式	普通株式　1,000	―	―
発行済株式総数	3,418,400	―	―
総株主の議決権	―	31,895	―

② 【自己株式等】

2023年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	横浜市西区南幸二丁目20番５号	227,900	－	227,900	6.67
計	－	227,900	－	227,900	6.67

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第３号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2022年３月14日)での決議状況 (取得期間　2022年３月15日～2022年８月31日)	200,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	65,200	40,432
当事業年度における取得自己株式	91,300	53,268
残存決議株式の総数及び価額の総額	43,500	6,298
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	21.75	6.30
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合(%)	21.75	6.30

(注) 当社は、2022年４月1日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しており、上記は株式分割後の株式数で表記しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2022年11月11日)での決議状況 (取得期間　2022年11月14日～2023年５月31日)	100,000	50,000
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	71,400	34,339
残存決議株式の総数及び価額の総額	28,600	15,660
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	28.60	31.32
当期間における取得自己株式	28,600	12,287
提出日現在の未行使割合(%)	―	6.75

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(　　―　　)	―	―	―	―
保有自己株式数	227,900	―	256,500	―

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年６月１日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当金として年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、１株あたり４円の配当を実施することを2023年５月12日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、当社は、期末配当の基準日は毎年３月31日、中間配当の基準日は毎年９月30日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の強化を図りながら、今後の成長に資する人員の採用やシステムへの投資、IFAビジネスプラットフォームの増強等に有効活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

基準日が第18期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）
2023年５月12日 取締役会	12,762	4

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念としております。

この理念のもと、当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めていく所存であります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社グループの企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。

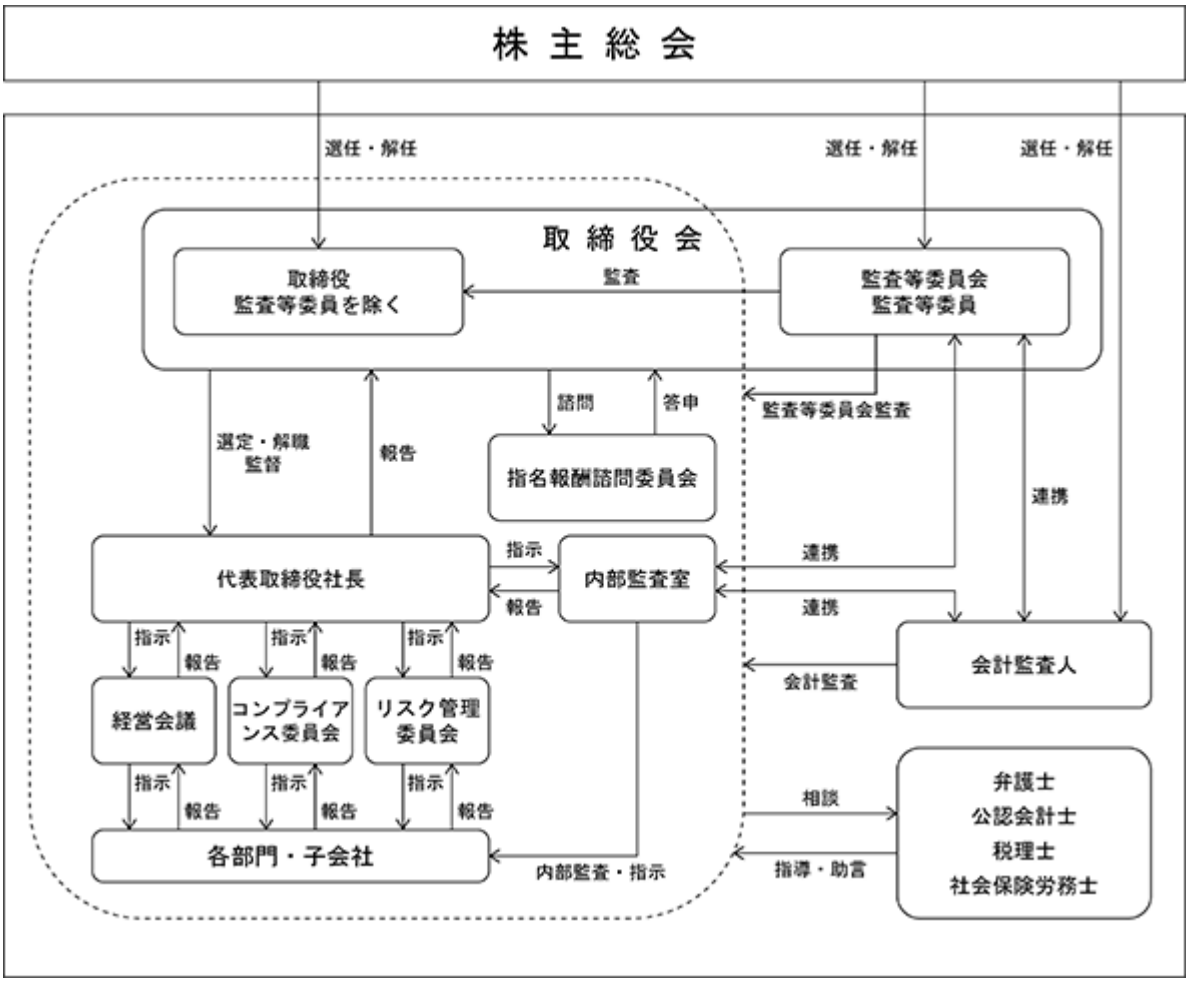

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役５名（うち社外取締役２名）で構成されております。取締役会は、原則月１回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

構成員は次のとおりであります。

代表取締役社長	田中　譲治（議長）
取締役	島田　和紀
取締役監査等委員	吉川　昌利
取締役監査等委員（社外）	上野　博史、中川　洋

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役２名を含む３名の監査等委員で構成されており、原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員は監査等委員会で定めた監査等委員会規程及び監査計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役社長・監査等委員でない取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務の執行状況について厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者と定期的な情報交換を行い、会計監査人の監査計画の把握や、内部監査の状況を把握することで、監査の実効性確保に努めております。

構成員は次のとおりであります

取締役監査等委員	吉川　昌利（委員長）
取締役監査等委員（社外）	上野　博史、中川　洋

(c) 指名報酬諮問委員会

当社は、取締役及び執行役員等の指名や報酬に関する事項の決定について、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任の更なる強化を目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。

指名報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問に応じ、取締役及び執行役員等の選任・解任及び報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申を行います。

指名報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役をもって構成し、その員数は代表取締役を含め３名以上とします。その過半数は社外取締役とし、委員長は指名報酬諮問委員会の決議により、社外取締役の中から選任します。

構成員は次のとおりであります。

取締役監査等委員（社外）	上野　博史（委員長）
代表取締役社長	田中　譲治
取締役監査等委員（社外）	中川　洋

(d) 執行役員体制

当社は、経営の効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。執行役員体制により、取締役の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、取締役会が重要な経営課題に集中できる体制を整える一方で、執行役員による迅速な会社運営の実現を図ります。

(e) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長田中譲治が議長を務め、取締役、執行役員、部長以上の役職者、内部監査室長で構成されております。毎月２回定期的に開催し、うち１回は社外取締役も参加しています。会議では取締役会で決定した経営方針に基づき、業務に関する重要事項の協議、報告を行っております。

(f) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長田中譲治が委員長を務め、取締役、内部監査室長、子会社取締役、子会社監査役で構成されております。原則四半期に１回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速な対応を行える体制としております。

(g) リスク管理委員会

当社は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長田中譲治が委員長を務め、取締役、内部監査室長、子会社取締役、子会社監査役で構成されております。原則四半期に１回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速な対応を行える体制としております。

(h) 内部監査室

当社の内部監査室は、内部監査室長以下３名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、内部監査を実施しております。

(i) 会計監査人

当社は会計監査人として東陽監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

b　当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営会議を設置することにより、取締役会の業務執行に関する監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行上の意思決定の迅速化を確保しております。

また、当社は、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことで監査・監督の実効性を向上させるとともに、内部監査室及び会計監査人との情報連携を活かすことによって、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

これにより、効果的かつ適正に経営監視・監督機能を果たすことができるため、現状の体制を採用しております。

③　企業統治に関するその他の事項

a　内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。

ロ　当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

ハ　当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

ニ　当社は、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、取締役会の下に任意の指名報酬諮問委員会を置き、取締役の選任・解任及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する。

ホ　当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。

ヘ　当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

ト　当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

(b) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ　当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。

ロ　当社グループは、「個人情報取扱規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

ロ　当社は、取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにお

けるリスクの状況を適時に把握、管理する。

(d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。

ロ　当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。

ハ　当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。

ニ　当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。

(e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ　当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。

ロ　当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。

ハ　当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。

(f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項

イ　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することができるものとする。

ロ　任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあって、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。

(g) 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

イ　当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告をするものとする。

ロ　当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。

ハ　監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

ニ　当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

ロ　当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携などにより、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

ハ　監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

ニ　監査等委員である取締役は、管理本部管掌取締役から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

(i) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる

費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

イ　当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

（j）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

イ　当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。

ロ　当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

ハ　反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

b　リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社グループでは、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を制定し、「経営理念」及び「当社グループ行動規範」に従い、全役社員が法令等を遵守した行動をとることを周知徹底するとともに、「リスク管理規程」を制定し、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。

また、当社グループでは、様々な事業運営上のリスク管理を適正に行うことを目的としてリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は、原則四半期に１回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速なリスク管理・コンプライアンス対応を行える体制としております。

なお、外部専門家の助言を受けるため、不定期ではありますが顧問弁護士に出席を依頼し、体制の強化を図っております。

④　取締役会の活動状況

当連結会計年度において、当社は取締役会を15回開催しており、個々の役員の出席状況については以下のとおりです。

役　職　名	氏　名	出　席　状　況
代表取締役社長	田中　譲治	15回／15回（100%）
取締役執行役員 管理本部長	島田　和紀	15回／15回（100%）
取締役執行役員 IFA業務管理本部長	松波　精二	４回／４回（100%）
取締役監査等委員	吉川　昌利	15回／15回（100%）
取締役監査等委員 （社外取締役）	上野　博史	15回／15回（100%）
取締役監査等委員 （社外取締役）	中川　洋	15回／15回（100%）

(注)取締役執行役員松波精二氏は2022年６月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

主な検討内容（議題）は以下のとおりであります。

テ　ー　マ	主な審議事項
経営戦略	予算及び中期経営計画承認、重要な経営指標の計画、報告
サステナビリティ	健康経営関連、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、人材育成方針制定、CSR方針制定
コーポレート・ガバナンス	内部統制評価、関連当事者取引関連、監査等委員会監査計画、株主総会関連、会社役員賠償責任保険関連
指名・報酬	代表取締役選定、取締役選定、執行役員選定、役員報酬に関する内規改定、指名報酬諮問委員会への諮問・答申、役員報酬関連
決算・財務	決算（四半期含む）関連、予算・資金計画、業績予測修正、配当関連、自己株式の取得、譲渡制限付株式報酬制度の導入の検討
営業施策	保険募集人・FPを対象とした契約形態新設、子会社による遺言代用信託の取り扱いについて、IP電話化関連
その他	重要な規定の改廃

⑤　指名報酬諮問委員会の活動状況

当連結会計年度において、当社は指名報酬諮問委員会を５回開催しており、個々の委員の出席状況については以下のとおりであります。

役　職　名	氏　名	出　席　状　況
取締役（社外取締役、監査等委員） 指名報酬諮問委員会委員長	上野　博史	５回/５回（100%）
代表取締役社長	田中　譲治	５回/５回（100%）
取締役（社外取締役、監査等委員）	中川　洋	５回/５回（100%）

主な検討内容（議題）は以下のとおりであります。

・役員評価制度に基づく取締役・執行役員の評価結果承認及び代表取締役の評価決定
・役員評価制度に基づく取締役・執行役員の目標設定共有
・監査等委員でない取締役・執行役員の選任案に関する答申
・役員報酬に関する内規改定案に関する答申
・監査等委員でない取締役・執行役員の個別報酬案に関する答申

⑥　取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名以内、監査等委員である取締役は６名以内とする旨を定款にて定めております。

⑦　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また、その選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑧　株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

ａ　剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

ｂ　取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ｃ　自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨　株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（監査等委員）上野博史氏及び中川洋氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

⑪　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。被保険者である取締役及び監査役が、その職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名　女性－名(役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	田中　譲治	1957年２月21日	1979年４月 1987年１月 1992年10月 1998年８月 2002年８月 2005年２月 2009年２月 2009年３月 2012年５月 2014年５月 2015年１月 2015年９月 2016年１月 2016年１月 2018年３月	大和証券株式会社入社 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 ＵＢＳ証券会社東京支店入社 メリルリンチ日本証券株式会社入社 IFAとして独立　日興コーディアル証券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）とのIFA委任契約締結 有限会社インテグリティ取締役就任 株式会社アイ・ブレーン（現当社）入社 当社取締役就任 当社専務取締役就任 当社代表取締役就任（現任） 株式会社ＡＩＰコンサルタンツ取締役就任 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立取締役就任 同社代表取締役就任 株式会社ＡＩＰコンサルタンツ代表取締役就任 株式会社ＡＩＰコンサルタンツ代表取締役辞任・同社取締役就任（現任）	(注)２	148,000
取締役管理本部長	島田　和紀	1970年12月14日	1993年４月 2017年４月 2017年４月 2017年６月 2018年４月	日興證券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 当社入社 株式会社ＡＩＰコンサルタンツ取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任） 当社管理本部長就任（現任）	(注)２	80,800
取締役(常勤監査等委員)	吉川　昌利	1979年１月14日	2003年１月 2004年４月 2006年２月 2007年６月 2007年９月 2016年６月 2016年６月 2016年６月 2016年６月 2018年３月 2018年６月	税理士法人山田＆パートナーズ入所 石渡会計事務所（現税理士法人アイ・パートナーズ）入所 株式会社アイ・ブレーン（現当社）設立 取締役就任 当社取締役辞任 税理士登録 吉川昌利税理士事務所開設　所長就任（現任） 当社取締役就任 株式会社ＡＩＰコンサルタンツ取締役就任 同社取締役辞任 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	(注)３	64,800
取締役(監査等委員)	上野　博史	1938年５月15日	1962年４月 1992年７月 1994年２月 1995年７月 1998年１月 2000年６月 2009年３月 2013年１月 2015年５月 2016年６月 2018年６月	農林省（現農林水産省）入省 同省農林水産大臣官房長就任 同省食糧庁長官就任 農林水産事務次官就任 独立行政法人農林漁業信用基金理事長就任 農林中央金庫代表理事理事長就任 同金庫顧問就任 株式会社博真舎設立　代表取締役就任（現任） 株式会社日本精米顧問就任（現任） 欣交会会長就任（現任） 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)３	56,000 (注)４
取締役(監査等委員)	中川　洋	1951年２月12日	1974年４月 1987年８月 1995年４月 1999年１月 1999年11月 2000年11月 2001年１月 2003年６月 2005年６月 2007年３月 2018年６月	株式会社野村総合研究所入社 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 メリルリンチ証券会社東京支店入社 同社副会長就任 株式会社日本ワークス監査役就任（現任） 株式会社マナオクリエーション設立　取締役就任 同社代表取締役就任（現任） 有限会社二宮漁場設立　取締役就任 同社代表取締役就任（現任） 株式会社メディエイド社外取締役就任（現任） 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)３	56,000
計						405,600

(注) １．上野博史及び中川洋は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2023年６月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

３．監査等委員である取締役の任期は、2022年６月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

４．上野博史の所有株式数は、同氏が代表取締役を務める法人が所有する株式数であります。

５．監査等委員会の体制は、以下のとおりであります。

委員長　吉川昌利、委員　上野博史、委員　中川洋

②　社外役員の状況

現在、当社は社外取締役２名を選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外取締役については、豊富な経験・見識等に基づき、経営に対する客観的かつ的確な助言を求めるとともに、取締役の職務執行の監督を期待しております。

監査等委員である社外取締役の上野博史は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は代表取締役を務める法人を通じた当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の中川洋は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しております。同氏は当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

③　社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役と内部監査担当者及び会計監査人との相互連携につきましては、下記「（３）監査の状況　①監査等委員会監査の状況　及び　②内部監査の状況」に記載のとおり、情報を共有し、連携体制をとっております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役３名で構成され、常勤監査等委員（委員長）１名及び２名が独立性の高い社外取締役である監査等委員であります。原則として毎月１回監査等委員会の開催に加え、必要に応じて監査等委員会を開催しており、会計監査人、内部監査を統括する内部監査室と連携を図り、会社の内部統制システムを通じて、経営の適法性及び妥当性の監査を行っております。

監査等委員である社外取締役上野博史は、農林水産事務次官や国内有数の金融機関の代表理事理事長等を務めた経験と組織の統制や企業経営についての高い見識を有しており、それらを取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

監査等委員である社外取締役中川洋は、証券アナリストとして企業分析に携わった専門的知見と外資系証券会社における役員等の経験を有しており、それらを取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

常勤監査等委員である取締役吉川昌利は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、経営会議を始め重要な会議への出席や全国各地のオフィスを年に10か所程度巡回しIFAからのヒアリングを行う等情報収集に積極的に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や関係部署からの報告、代表取締役社長・取締役・使用人との面談を通じて内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。

また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人、内部監査責任者、子会社監査役との情報交換を積極的に行っております。

当事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）における活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	
取締役 （常勤監査等委員）	吉川昌利	取締役会15回中15回	監査等委員会14回中14回
社外取締役 （監査等委員）	上野博史	取締役会15回中15回	監査等委員会14回中14回
社外取締役 （監査等委員）	中川洋	取締役会15回中15回	監査等委員会14回中14回

事業年度に開催された監査等委員会においては、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、監査等委員でない取締役の選任・報酬についての意見陳述、内部通報制度運用状況、内部統制運用評価、内部監査室による業務監査、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、会計監査人からの報告と意見交換（監査上の主要な検討事項を含む）等の内容等を主に審議、検討いたしました。

② 内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者３名により、全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査担当者は、自己の所属する部門を除く全部門の業務監査を実施し、自己の所属する部門に対しては、他部門の内部監査担当者が監査することで、監査の独立性を確保しております。

内部監査責任者は、監査計画（監査方針、被監査部署の名称、監査実施時期・日程、監査人氏名、監査の範囲、方法、その他必要事項）を立案し、代表取締役社長の承認を受けております。この監査計画に基づき、定期監査の実施計画を策定し、被監査部門に通知のうえ監査を実施しております。監査の結果は、代表取締役社長に報告され、改善すべき事項が発見された場合には、被監査部門に対して改善指示を通達し、改善案報告書を監査責任者へ提出させることとしております。改善すべき事項は年度内にフォローアップ監査を行い、改善状況を確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。

b 内部監査の実効性を確保するための取組

(a) 業務執行の取締役への内部監査の状況の連携

内部監査責任者は、業務執行の取締役である各本部の本部長を通じて各部署へ内部監査チェックシートを用いた自部門点検を行わせ、各本部長に内部監査の状況について理解・共有させ、連携を図っております。また財務報告に係る内部統制の評価につきましては、社内に最高責任者に代表取締役社長、統括責任者に取締役管理本部長とした内部統制事務局が設置されており、内部監査室が評価範囲及び評価スケジュール等の計画の立案、評価を実施し、改善事項等を最高責任者及び統括責任者への報告、最高責任者から取締役会への報告する体制が整っております。

(b) 内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携

内部監査責任者は、三様監査の実効性を高めることを目的として、監査法人と監査等委員の３者で四半期に一度ミーティングを行い、会計監査の状況、内部監査の状況等を共有し、相互連携を図っております。

また、内部監査責任者は、必要に応じて毎月開催される監査等委員会に出席し、内部監査の状況を報告しております。内部監査責任者と会計監査人は、往査時等に適時情報共有を行い、連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

東陽監査法人

b 継続監査期間

６年間

c 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員　業務執行社員　猿渡　裕子

指定社員　業務執行社員　田部　秀穂

d 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士２名、その他４名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、会計監査人の独立性、専門性、品質管理体制、監査実績及び事業分野への理解度を総合的に勘案し、選定することとしております。

東陽監査法人が当社の選定方針に適合していること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査等委員会は同監査法人を選定いたしました。

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、東陽監査法人と期中においても適宜会計処理等について意見を交換しており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,000	―	20,000	―
連結子会社	―	―	―	―
計	20,000	―	20,000	―

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の規模・業務の特性等に照らして監査計画、監査内容、監査業務に係る日数及び人員等を勘案した上で、有用性・効率性の観点から双方協議し、監査等委員会の同意を得て決定する方針としております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第１項の同意をした理由は、監査法人の監査計画、監査内容、監査業務に係る日数及び人員等の見積り等の算出根拠などを確認し、過年度の会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等から必要な検証・検討を行った結

果、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年２月12日開催の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等については、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に決定する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬等としての役員賞与で構成する。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。

(b) 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額は、外部の客観的なデータを参考に役位ごとの役割、責任、貢献度に応じて定める。

(c) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置付け、各事業年度終了後の決算において、売上高の計画達成率が110%以上かつ税引前当期純利益の計画達成率が130%以上となった場合に支給する。

なお、2023年６月28日開催の第18回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上及び取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、中長期なインセンティブである、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することに伴い、基本報酬とは別枠で譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額について決議をしております。

本制度の概要は次のとおりでありますが、詳細については「注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

	内容	
支給方法	現物出資方式	
支給枠	監査等委員でない取締役	年額30百万円（60,000株）以内
	監査等委員である取締役	年額８百万円（16,000株）以内
１株当たりの払込金額	譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には）、それに先立つ直近取引日の終値	
具体的な支給時期及び配分	監査等委員でない取締役については指名報酬諮問委員会の諮問・答申を経て取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定する。	

本制度の導入の決議を受け、2023年６月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しております。改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等については、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に決定する。

監査等委員でない取締役の報酬は、取締役としての責務に対して支給する基本報酬（金銭報酬）、企業規

模の拡大や経営計画の達成に対して支給する短期インセンティブ（金銭報酬）、及び株主との利益の共有を目的とした中長期インセンティブ（株式報酬）で構成する。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と中長期インセンティブで構成する。

(b) 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役の基本報酬の額は、外部の客観的なデータを参考に役位ごとの役割、責任、貢献度に応じて定める。

(c) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置付け、各事業年度終了後の決算において、売上高の計画達成率が110%以上かつ税引前当期純利益の計画達成率が130%以上となった場合に支給する。

(d) 非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬（株式報酬）は、当社の企業価値の持続的な向上及び取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当該目的を踏まえ相当と考えられる金額を基本報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）を対象に一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を報酬として支給する。

b 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において監査等委員でない取締役について年額150百万円以内、監査等委員である取締役について年間50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は４名、監査等委員である取締役の員数は３名です。

また、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、2023年６月28日開催の第18回定時株主総会において、監査等委員でない取締役について年間30百万円以内、監査等委員である取締役について年間８百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は２名、監査等委員である取締役の員数は１名です。

c 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等につきましては、株主総会で決定した限度額の範囲内で、監査等委員でない取締役の報酬の額は指名報酬諮問委員会の諮問・答申を経て取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬の額は監査等委員の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	47,259	47,259	―	―	3
監査等委員（社外監査等委員を除く）	10,140	10,140	―	―	1
社外役員	10,800	10,800	―	―	2

（注）１．上記は2023年３月期の実績であります。
２．上記の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の支給人数には、2022年６月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的の株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第５ 【経理の状況】

１ 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(2022年４月１日から2023年３月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年４月１日から2023年３月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

３ 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更に的確に対応できる体制を準備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構等の外部機関の主催の各種セミナーへの参加を行う他、各種専門家のコンサルティングを受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	664,564	526,577
売掛金	277,047	247,942
商品	1,083	―
前払費用	24,501	23,547
預け金	60,445	15,815
その他	5,239	3,812
流動資産合計	1,032,882	817,695
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	64,978	64,048
工具、器具及び備品	47,859	52,940
リース資産	14,220	39,956
建設仮勘定	990	―
減価償却累計額	△65,817	△85,134
有形固定資産合計	62,232	71,811
無形固定資産		
ソフトウエア	576	2,833
無形固定資産合計	576	2,833
投資その他の資産		
差入保証金	106,743	105,263
繰延税金資産	2,918	―
その他	124	1,046
投資その他の資産合計	109,786	106,309
固定資産合計	172,595	180,954
資産合計	1,205,478	998,649

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	237,057	238,481
リース債務	2,769	7,956
未払金	20,105	20,896
未払費用	8,787	11,360
未払法人税等	8,058	7,805
未払消費税等	5,842	4,453
賞与引当金	8,353	8,886
資産除去債務	355	―
その他	1,596	3,878
流動負債合計	292,925	303,716
固定負債		
リース債務	7,916	24,012
資産除去債務	33,962	33,972
繰延税金負債	―	1,726
固定負債合計	41,879	59,711
負債合計	334,804	363,428
純資産の部		
株主資本		
資本金	323,942	324,342
資本剰余金	252,878	253,279
利益剰余金	334,284	185,640
自己株式	△40,432	△128,040
株主資本合計	870,673	635,221
純資産合計	870,673	635,221
負債純資産合計	1,205,478	998,649

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
売上高	※１　3,806,967	※１　3,000,131
売上原価	2,944,214	2,334,925
売上総利益	862,753	665,206
販売費及び一般管理費	※２　745,885	※２　786,212
営業利益又は営業損失（△）	116,867	△121,005
営業外収益		
受取利息	0	0
受取家賃	258	268
助成金収入	―	952
補助金収入	2,993	―
雑収入	779	92
営業外収益合計	4,031	1,313
営業外費用		
支払利息	463	421
株式交付費	4,053	60
上場関連費用	6,137	―
支払手数料	202	438
営業外費用合計	10,856	919
経常利益又は経常損失（△）	110,042	△120,610
特別損失		
固定資産除却損	※３　1,538	―
特別損失合計	1,538	―
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	108,504	△120,610
法人税、住民税及び事業税	40,490	6,650
法人税等調整額	3,147	4,645
法人税等合計	43,638	11,295
当期純利益又は当期純損失（△）	64,866	△131,906
非支配株主に帰属する当期純利益	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	64,866	△131,906

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	64,866	△131,906
包括利益	64,866	△131,906
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	64,866	△131,906
非支配株主に係る包括利益	―	―

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	144,585	73,521	276,328	－	494,435	494,435
当期変動額						
新株の発行	179,357	179,357			358,714	358,714
剰余金の配当			△6,910		△6,910	△6,910
自己株式の取得				△40,432	△40,432	△40,432
親会社株主に帰属する当期純利益			64,866		64,866	64,866
当期変動額合計	179,357	179,357	57,956	△40,432	376,237	376,237
当期末残高	323,942	252,878	334,284	△40,432	870,673	870,673

当連結会計年度(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	323,942	252,878	334,284	△40,432	870,673	870,673
当期変動額						
新株の発行	400	400			800	800
剰余金の配当			△16,738		△16,738	△16,738
自己株式の取得				△87,608	△87,608	△87,608
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△131,906		△131,906	△131,906
当期変動額合計	400	400	△148,644	△87,608	△235,452	△235,452
当期末残高	324,342	253,279	185,640	△128,040	635,221	635,221

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	108,504	△120,610
減価償却費	23,006	26,230
長期前払費用償却額	842	872
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1	532
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△3,190	―
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	463	421
助成金収入	―	△952
補助金収入	△2,993	―
有形固定資産除却損	1,538	―
支払手数料	202	438
株式交付費	4,053	60
売上債権の増減額（△は増加）	132,703	29,105
棚卸資産の増減額（△は増加）	△635	1,083
前払費用の増減額（△は増加）	△4,380	953
仕入債務の増減額（△は減少）	△120,640	1,424
未払金の増減額（△は減少）	△15,678	2,176
未払費用の増減額（△は減少）	△31,111	2,572
未払消費税等の増減額（△は減少）	△37,916	△1,389
その他	4,140	△4,352
小計	58,904	△61,435
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△457	△421
助成金の受取額	―	952
補助金の受取額	2,993	―
法人税等の支払額	△121,500	△5,567
法人税等の還付額	―	4,938
営業活動によるキャッシュ・フロー	△60,059	△61,532
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20,023	△10,990
無形固定資産の取得による支出	―	△2,715
資産除去債務の履行による支出	―	△355
差入保証金の差入による支出	△15,628	―
差入保証金の回収による収入	―	1,480
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,651	△12,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△2,667	△4,454
株式の発行による収入	351,463	740
自己株式の取得による支出	△40,634	△88,046
配当金の支払額	△6,910	△16,738
その他	△6,848	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	294,402	△108,497
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	198,691	△182,610
現金及び現金同等物の期首残高	526,217	724,909
現金及び現金同等物の期末残高	※1　724,909	※1　542,299

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　株式会社ＡＩＰコンサルタンツ

2　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

ａ　商品

主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年（平成28年）４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については３年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備　　３～15年

工具、器具及び備品　４～10年

②　無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④　長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

② システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

③ 保険代理店業

保険代理店業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

ただし、預け金のうち自己株式を取得するための資金につきましては、現金同等物に含めております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	2,918 千円	―
繰延税金負債	―	1,726 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。

当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

2 資産除去債務

(1) 連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度	当連結会計年度
資産除去債務	34,317 千円	33,972 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度より、従来「販売費及び一般管理費」に計上しておりました「営業報酬」を「売上原価」として計上する方法に変更しております。この変更は、営業社員の歩合制営業報酬の計算方法を毎月の売上高に対応するよう一部見直したことを踏まえ、「売上原価」として計上することが業務の実態をより適切に表すと判断したためであります。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書の「売上原価」が48,120千円増加し、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」がそれぞれ48,120千円減少しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書の「営業外費用」の「その他」に表示していた202千円は、「支払手数料」202千円、「その他」－千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていました「支払手数料」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた4,342千円は、「支払手数料」202千円、「その他」4,140千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
役員報酬	84,890 千円	68,199 千円
給料及び手当	227,281 〃	263,984 〃
退職給付費用	14,280 〃	13,768 〃
賞与引当金繰入額	23,590 〃	27,672 〃
役員賞与引当金繰入額	△3,190 〃	－ 〃
地代家賃	150,194 〃	156,384 〃
減価償却費	23,006 〃	26,230 〃

※３　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
工具、器具及び備品	27 千円	－ 千円
建設仮勘定	1,510 〃	－ 〃
計	1,538 千円	－ 千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	691,000	162,200	－	853,200

（注）当社は、2022年４月１日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

（変動事由の概要）

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増加　100,000株

有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による増加　15,000株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　47,200株

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	－	16,300	－	16,300

（注）当社は、2022年４月１日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

（変動事由の概要）

2022年３月14日の取締役会決議による自己株式の取得　16,300株

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
提出会社	第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年５月13日取締役会	普通株式	6,910	10	2021年３月31日	2021年６月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年５月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	16,738	20	2022年３月31日	2022年６月14日

（注）当社は、2022年４月１日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

当連結会計年度(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

1　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	853,200	2,565,200	―	3,418,400

(変動事由の概要)
2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割したことによる増加　2,559,600株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　　5,600株

2　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,300	211,600	―	227,900

(変動事由の概要)
2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割したことによる増加　48,900株
2022年３月14日の取締役会決議による自己株式の取得　91,300株
2022年11月11日の取締役会決議による自己株式の取得　71,400株

3　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第１回ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
提出会社	第２回ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年５月12日取締役会	普通株式	16,738	20	2022年３月31日	2022年６月14日

(注) 当社は、2022年４月１日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年５月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	12,762	4	2023年３月31日	2023年６月14日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
現金及び預金	664,564千円	526,577千円
預け金	60,345 〃	15,721 〃
現金及び現金同等物	724,909千円	542,299千円

２　重要な非資金取引の内容

(1)ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	－千円	25,736千円

(2)重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
重要な資産除去債務の計上額	3,876千円	－千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

・有形固定資産

電話設備機器及びサーバー(工具、器具及び備品)であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「３．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、すべて１年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で４年８ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち90.6%が特定の大口顧客２社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年３月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債務（※2）	10,686	9,798	△887
負債計	10,686	9,798	△887

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（※2）１年以内に返済予定のリース債務が含まれています。

当連結会計年度(2023年３月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債務（※2）	31,968	31,619	△349
負債計	31,968	31,619	△349

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（※2）１年以内に返済予定のリース債務が含まれています。

(注１) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年３月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	664,564	－	－	－
売掛金	277,047	－	－	－
預け金	60,445	－	－	－
合計	1,002,057	－	－	－

当連結会計年度(2023年３月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	526,577	－	－	－
売掛金	247,942	－	－	－
預け金	15,815	－	－	－
合計	790,335	－	－	－

(注２)リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年３月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
リース債務	2,769	2,876	2,986	2,054	－	－
合計	2,769	2,876	2,986	2,054	－	－

当連結会計年度(2023年３月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
リース債務	7,956	8,106	7,214	5,200	3,489	－
合計	7,956	8,106	7,214	5,200	3,489	－

３　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年３月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債務	－	9,798	－	－
合計	－	9,798	－	－

当連結会計年度(2023年３月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債務	－	31,619	－	－
合計	－	31,619	－	－

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

また、連結子会社については退職金制度はありません。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)14,280千円、当連結会計年度(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日) 13,768千円であります。

（ストック・オプション等関係）

１．　ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）１	当社取締役　　８名 当社監査役　　１名 子会社取締役　３名 当社従業員　　13名	当社取締役 （監査等委員である取締役を除く） ４名 当社監査等委員である取締役　１名 子会社取締役　３名 子会社監査役　１名 当社従業員　　19名 子会社従業員　２名
株式の種類及び付与数（注）２	普通株式　20,000株	普通株式　327,200株
付与日	2018年３月30日	2019年４月22日
権利確定条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年３月31日～2028年２月28日	2021年３月26日～2029年３月25日 （注）３

（注）１．付与対象者の区分及び人数は当時のものであります。
２．株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式１株につき200株の割合で、2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で、それぞれ株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。
３．割当契約上の制限により、付与対象者が権利行使可能となる期間の始期は2021年4月2日となります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	―	―
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	―	―
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	4,000	153,600
権利確定	―	―
権利行使	1,600	4,000
失効	―	―
未行使残	2,400	149,600

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格（円）	113	155
行使時平均株価（円）	480	480
付与日における公正な評価単価（円）	―	―

（注）2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未上場企業であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、時価純資産法及び類似業種比準価額法の折衷法により算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額　　49,196千円

(2)当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額　　1,887千円

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,554 千円	2,715 千円
資産除去債務	10,309 〃	10,203 〃
未払事業税	1,371 〃	1,171 〃
未払事業所税	215 〃	232 〃
固定資産の未実現利益	317 〃	61 〃
繰越欠損金	3,346 〃	38,358 〃
その他	111 〃	△220 〃
繰延税金資産小計	18,226 千円	52,521 千円
評価性引当額(注)	△11,576 千円	△52,460 千円
繰延税金資産合計	6,650 千円	61 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△3,697 千円	△1,788 千円
その他	△34 〃	－ 〃
繰延税金負債合計	△3,731 千円	△1,788 千円
繰延税金資産又は負債（△）の純額	2,918 千円	△1,726 千円

(注) 評価性引当額が40,884千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額36,984千円を認識したことによるものであります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
法定実効税率	30.04%	－
（調整）		
住民税均等割等	6.56%	－
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%	－
連結子会社の適用税率差異	0.03%	－
評価性引当額の増減額	3.65%	－
その他	△0.17%	－
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.22%	－

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として５～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の利回り（主として0.0～0.5%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
期首残高	30,387 千円	34,317 千円
賃貸借契約の開始に伴う増加額	3,876 〃	― 〃
時の経過による調整額	5 〃	10 〃
見積りの変更による増減額（注）	48 〃	― 〃
資産除去債務の履行による減少額	― 〃	△355 〃
期末残高	34,317 千円	33,972 千円

（注）不動産賃貸契約に伴う原状回復義務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
金融商品仲介業	3,434,495	2,539,154
システム使用料	244,836	254,397
保険代理店その他	127,635	206,579
顧客との契約から生じる収益	3,806,967	3,000,131
その他の収益	―	―
外部顧客への売上高	3,806,967	3,000,131

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）３会計方針に関する事項　(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業区分は「IFAによる金融サービス提供事業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	金融商品仲介サービス	その他金融サービス	合計
外部顧客への売上高	3,685,742	121,225	3,806,967

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	1,920,774	単一セグメントのため省略
株式会社ＳＢＩ証券	964,160	単一セグメントのため省略
あかつき証券株式会社	523,550	単一セグメントのため省略

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	金融商品仲介サービス	その他金融サービス	合計
外部顧客への売上高	2,799,551	200,580	3,000,131

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	1,620,851	単一セグメントのため省略
株式会社ＳＢＩ証券	659,149	単一セグメントのため省略

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
１株当たり純資産額	260円09銭	199円10銭
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失(△)	20円31銭	△40円48銭
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	18円96銭	―

(注) １．当社は、2021年６月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新規上場日から前連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
２．当社は、2022年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失並びに潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。
３．当連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
４．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当連結会計年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	64,866	△131,906
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	64,866	△131,906
普通株式の期中平均株式数(株)	3,193,180	3,258,409
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(株)	228,223	―
(うち新株予約権(株))	(228,223)	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	―	―

５．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2022年３月31日)	当連結会計年度 (2023年３月31日)
純資産の部の合計額(千円)	870,673	635,221
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―	―
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	870,673	635,221
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,347,600	3,190,500

(重要な後発事象)

(取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年５月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を、2023年６月28日開催の第18回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議し、承認決議されました。

１．本制度の導入目的等

（１）本制度の導入目的

本制度は、当社取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内としてご承認をいただいております。本株主総会では、上記の報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様に承認決議されました。

２．本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額38百万円以内（そのうち監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額８百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役については指名報酬諮問委員会の諮問・答申を経て取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年76,000株以内（そのうち監査等委員である取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年16,000株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」。といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

３．本制度の従業員等への適用

当社の執行役員及び従業員に対してもおおむね同様の制度を導入いたします。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
１年以内に返済予定のリース債務	2,769	7,956	1.5	－
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)	7,916	24,012	1.1	2024年４月～2027年11月
合計	10,686	31,968	－	－

(注) １．「平均利率」については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内(千円)	２年超３年以内(千円)	３年超４年以内(千円)	４年超５年以内(千円)
リース債務	8,106	7,214	5,200	3,489

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高	(千円)	702,811	1,398,025	2,232,654	3,000,131
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△37,059	△67,989	△86,291	△120,610
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△41,379	△76,806	△96,347	△131,906
１株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△12.47	△23.32	△29.39	△40.48

(会計期間)		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純損失(△)	(円)	△12.47	△10.83	△6.02	△11.12

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年３月31日)	当事業年度 (2023年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	632,121	460,291
売掛金	※1 272,982	※1 244,954
前払費用	23,254	23,208
預け金	60,445	15,815
その他	※1 5,317	※1 3,160
流動資産合計	994,122	747,430
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	64,214	63,283
工具、器具及び備品	56,023	61,354
リース資産	14,220	39,956
建設仮勘定	990	―
減価償却累計額	△70,511	△91,035
有形固定資産合計	64,936	73,559
無形固定資産		
ソフトウエア	576	2,833
無形固定資産合計	576	2,833
投資その他の資産		
関係会社株式	17,324	17,324
差入保証金	106,743	105,263
繰延税金資産	274	―
その他	124	1,046
投資その他の資産合計	124,466	123,633
固定資産合計	189,979	200,025
資産合計	1,184,102	947,456

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年３月31日)	当事業年度 (2023年３月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	229,757	206,880
リース債務	2,769	7,956
未払金	※1 24,967	※1 21,811
未払費用	5,100	7,292
未払法人税等	7,311	6,642
未払消費税等	4,086	1,230
賞与引当金	7,213	7,736
資産除去債務	355	―
その他	※1 1,543	※1 2,119
流動負債合計	283,104	261,670
固定負債		
リース債務	7,916	24,012
資産除去債務	33,962	33,972
繰延税金負債	―	1,788
固定負債合計	41,879	59,773
負債合計	324,983	321,443
純資産の部		
株主資本		
資本金	323,942	324,342
資本剰余金		
資本準備金	243,942	244,342
その他資本剰余金	8,936	8,936
資本剰余金合計	252,878	253,279
利益剰余金		
利益準備金	1,526	1,526
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	321,203	174,905
利益剰余金合計	322,730	176,431
自己株式	△40,432	△128,040
株主資本合計	859,118	626,012
純資産合計	859,118	626,012
負債純資産合計	1,184,102	947,456

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
売上高	※１　3,687,737	※１　2,801,391
売上原価	2,865,229	2,186,176
売上総利益	822,507	615,214
販売費及び一般管理費	※１、※２　699,518	※１、※２　743,767
営業利益又は営業損失（△）	122,989	△128,553
営業外収益		
受取家賃	※１　3,308	※１　2,843
助成金収入	―	952
補助金収入	2,993	―
経営指導料	―	3,600
雑収入	779	66
営業外収益合計	7,081	7,462
営業外費用		
支払利息	463	421
株式交付費	4,053	60
上場関連費用	6,137	―
支払手数料	202	438
営業外費用合計	10,856	919
経常利益又は経常損失（△）	119,214	△122,010
特別損失		
固定資産除却損	※３　1,606	―
特別損失合計	1,606	―
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	117,608	△122,010
法人税、住民税及び事業税	39,001	5,487
法人税等調整額	5,003	2,062
法人税等合計	44,005	7,550
当期純利益又は当期純損失（△）	73,602	△129,560

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　支払成果報酬	※１	2,792,891	97.5	2,144,906	98.1
Ⅱ　営業報酬		49,889	1.7	19,456	0.9
Ⅲ　その他	※２	22,448	0.8	21,813	1.0
売上原価		2,865,229	100.0	2,186,176	100.0

（注）※１　委任契約のIFAに係る支払成果報酬です。
※２　主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
Quick利用料	17,147	15,823
ロイター利用料	3,056	2,972

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	144,585	64,585	8,936	73,521
当期変動額				
新株の発行	179,357	179,357		179,357
剰余金の配当				－
自己株式の取得				
当期純利益				－
当期変動額合計	179,357	179,357	－	179,357
当期末残高	323,942	243,942	8,936	252,878

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	1,526	254,511	256,037	－	474,144	474,144
当期変動額						
新株の発行			－		358,714	358,714
剰余金の配当		△6,910	△6,910		△6,910	△6,910
自己株式の取得				△40,432	△40,432	△40,432
当期純利益		73,602	73,602		73,602	73,602
当期変動額合計	－	66,692	66,692	△40,432	384,974	384,974
当期末残高	1,526	321,203	322,730	△40,432	859,118	859,118

当事業年度(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	323,942	243,942	8,936	252,878
当期変動額				
新株の発行	400	400		400
剰余金の配当				－
自己株式の取得				
当期純損失（△）				－
当期変動額合計	400	400	－	400
当期末残高	324,342	244,342	8,936	253,279

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	1,526	321,203	322,730	△40,432	859,118	859,118
当期変動額						
新株の発行			－		800	800
剰余金の配当		△16,738	△16,738		△16,738	△16,738
自己株式の取得				△87,608	△87,608	△87,608
当期純損失（△）		△129,560	△129,560		△129,560	△129,560
当期変動額合計	－	△146,298	△146,298	△87,608	△233,105	△233,105
当期末残高	1,526	174,905	176,431	△128,040	626,012	626,012

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年(平成28年)４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については３年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備　　３～15年

工具、器具及び備品　４～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

3　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

1　繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	274 千円	－千円
繰延税金負債	－千円	1,788千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。

当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

2　資産除去債務

(1) 財務諸表に計上した額

	前事業年度	当事業年度
資産除去債務	34,317 千円	33,972千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）２　資産除去債務」の内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

当事業年度より、従来「販売費及び一般管理費」に計上しておりました「営業報酬」を「売上原価」として計上する方法に変更しております。この変更は、営業社員の歩合制営業報酬の計算方法を毎月の売上高に対応するよう一部見直したことを踏まえ、「売上原価」として計上することが業務の実態をより適切に表すと判断したためであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書の「売上原価」が49,889千円増加し、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」がそれぞれ49,889千円減少しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書の「営業外費用」の「その他」に表示していた202千円は、「支払手数料」202千円、「その他」－千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※１　関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年３月31日)	当事業年度 (2023年３月31日)
短期金銭債権	621 千円	681 千円
短期金銭債務	6,002 〃	3,603 〃

(損益計算書関係)

※１　関係会社との取引高

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
営業取引による取引高	39,499 千円	39,733 千円
営業取引以外の取引による取引高	3,050 〃	6,175 〃

※２　一般管理費に属する費用の割合は、前事業年度及び当事業年度ともに100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
役員報酬	76,590 千円	68,199 千円
給料及び手当	194,886 〃	226,902 〃
賞与引当金繰入額	20,175 〃	24,227 〃
役員賞与引当金繰入額	△3,190 〃	－ 〃
地代家賃	150,194 〃	156,384 〃
減価償却費	25,649 〃	28,901 〃

※３　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
工具、器具及び備品	96 千円	－ 千円
建設仮勘定	1,510 〃	－ 〃
計	1,606 千円	－ 千円

(有価証券関係)

前事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

関係会社株式（貸借対照表計上額17,324千円）は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

当事業年度(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

関係会社株式（貸借対照表計上額17,324千円）は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年３月31日)	当事業年度 (2023年３月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,166 千円	2,323 千円
資産除去債務	10,309 〃	10,203 〃
未払事業税	1,371 〃	1,171 〃
未払事象所税	215 〃	232 〃
繰越欠損金	― 〃	35,209 〃
その他	111 〃	△251 〃
繰延税金資産小計	14,174 千円	48,889 千円
評価性引当額(注)	△10,202 〃	△48,889 〃
繰延税金資産合計	3,971 千円	― 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△3,697 千円	△1,788 千円
繰延税金負債合計	△3,697 千円	△1,788 千円
繰延税金資産又は負債（△）の純額	274 千円	△1,788 千円

(注) 評価性引当額が38,687千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額35,209千円を認識したことによるものであります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年３月31日)	当事業年度 (2023年３月31日)
法定実効税率	30.04%	―
（調整）		
住民税均等割等	4.79%	―
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%	―
評価性引当額の増減額	2.58%	―
その他	△0.10%	―
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.42%	―

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）」４　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

（取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2023年５月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を、2023年６月28日開催の第18回定時株主総会に付議し、承認決議されました。

なお、本制度の詳細につきましては、「１ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期償却額(千円)	当期末残高(千円)	減価償却累計額(千円)
有形固定資産						
建物附属設備	32,701	100	－	8,496	24,305	38,978
工具、器具及び備品	20,816	12,210	－	15,376	17,649	43,705
リース資産	10,428	25,736	－	4,559	31,604	8,351
建設仮勘定	990		990	－	－	－
有形固定資産計	64,936	38,046	990	28,433	73,559	91,035
無形固定資産						
ソフトウエア	576	2,715	－	458	2,833	－
無形固定資産計	576	2,715	－	458	2,833	－

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC購入	9,002 千円
	IP電話設備機器	990 千円
	本店　電話LAN工事	962 千円
リース資産	IP電話設備機器	25,736 千円
ソフトウエア	通話録音装置	2,715 千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)
賞与引当金	7,213	7,736	7,213	7,736

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３ヶ月以内
基準日	毎年３月31日
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日、毎年９月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ― 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.aipf.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。

（1）会社法第189条第２項各号に上げる権利

（2）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度　第17期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)2022年６月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年６月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度　第18期第１四半期(自　2022年４月１日　至　2022年６月30日)2022年８月10日関東財務局長に提出。
事業年度　第18期第２四半期(自　2022年７月１日　至　2022年９月30日)2022年11月11日関東財務局長に提出。
事業年度　第18期第３四半期(自　2022年10月１日　至　2022年12月31日)2023年２月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年６月28日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2022年７月１日、2022年８月１日、2022年９月１日、2022年12月１日、2023年１月４日、2023年２月１日、2023年３月１日、2023年４月３日、2023年５月１日、2023年６月１日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年６月28日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会　御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　猿渡　裕子

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田部　秀穂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社の2023年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金融商品仲介業に係る売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

注記事項（収益認識に関する注記）に記載のとおり、 会社の当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高3,000,131千円のうち、金融商品仲介業に係る売上高は2,539,154千円である。 金融商品仲介業においては、IFAの媒介により顧客が証券会社に支払った取引手数料等に対し、個社毎に契約で定めた料率が証券会社から会社へ支払われる（会社の売上）。会社は上記取引手数料等に対し、IFAとの契約で定めた料率を委任契約のIFAへ委任報酬として支払う（会社の売上原価）。 金融商品仲介業に係る売上高の認識に誤りが生じた場合には、IFAへ支払う報酬の算定にも影響が及ぶこととなり、中核業務にかかる損益への影響が大きなものとなる可能性が高いため、当監査法人は、金融商品仲介業に係る売上高の実在性を監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、金融商品仲介業に係る売上高の実在性に関して、主として以下の監査手続を実施した。 金融商品仲介業務に係る損益の認識に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、金融商品仲介業に係る売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 取締役会議事録の査閲並びに提携する証券会社及びIFAとの契約書の閲覧を行い、契約条件を理解した。 金融商品仲介業に係る売上取引について、証券会社からの支払通知、入金証憑等の関連証憑と突合した。 IFAへの委任報酬について会社が所定の方法により算定している計算シートを入手し、支払条件等の閲覧及び再計算を実施することによりその結果が正しいことを確認した。また支払証憑と突合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年６月28日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会　御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　猿渡　裕子

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田部　秀穂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2022年４月１日から2023年３月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2023年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金融商品仲介業に係る売上高の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（金融商品仲介業に係る売上高の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。